

令和 7 年

笛吹市議会  
第 4 回定例会会議録

令和 7 年 12 月 2 日 開会

令和 7 年 12 月 17 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第164号

令和7年笛吹市議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月25日

笛吹市長 山下政樹

1 期 日 令和7年12月2日

2 場 所 笛吹市議会議事堂

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

不応招議員（なし）

令和 7 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 2 日

令和7年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和7年12月2日  
午後 1時30分開議  
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議会関係諸般の報告  
日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明  
日程第 5 議案第116号 笛吹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
日程第 6 議案第117号 笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について  
日程第 7 議案第118号 笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
日程第 8 議案第119号 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
日程第 9 議案第120号 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について  
日程第10 議案第121号 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について  
日程第11 議案第122号 笛吹市水道事業給水条例の一部改正について  
日程第12 議案第123号 笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部改正について  
日程第13 議案第124号 笛吹市簡易水道等給水条例の一部改正について  
日程第14 議案第125号 笛吹市社会教育施設条例の一部改正について  
日程第15 議案第126号 笛吹市火災予防条例の一部改正について  
日程第16 議案第127号 令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)について  
日程第17 議案第128号 令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について  
日程第18 議案第129号 令和7年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について  
日程第19 議案第130号 令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について  
日程第20 議案第131号 令和7年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について

- 日程第21 議案第132号 令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第133号 令和7年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第134号 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第135号 令和7年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第136号 令和7年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第137号 契約の締結について（春日居福祉会館大規模改修工事（建築主体）（債務））
- 日程第27 議案第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市健康増進施設「いちのみやももの里温泉」）
- 日程第28 議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市クリーンセンター）
- 日程第29 議案第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市春日居児童センター、かすがい学童保育クラブ）
- 日程第30 議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市境川児童館、境川学童保育クラブ）
- 日程第31 議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市すずらの里）
- 日程第32 議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市みさか桃源郷公園）
- 日程第33 議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代ふるさと公園、笛吹市八代ふれあい健康広場、笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園）
- 日程第34 議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市学びの杜みさか、笛吹市御坂生涯学習センター）
- 日程第35 議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市スコレーセンター、笛吹市スコレーパリオ、笛吹市石和中央テニスコート、笛吹市石和農村スポーツ広場、笛吹市石和清流館）
- 日程第36 議案第147号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について（笛吹市芦川やすらぎの里、笛吹市芦川スポーツ広場）

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

( な し )

4. 会議録署名議員

13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
-----	-------	-----	-------

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(16名)

市 長	山下 政樹	副 市 長	深澤 和仁
教 育 長	望月 栄一	総 務 部 長	小林 匡
総合政策部長	小澤 宏之	会 計 管 理 者	金井 久
市民生活部長	太田 孝生	保 健 福 祉 部 長	岩間 正剛
子供すこやか部長	田中 暁子	産 業 観 光 部 長	河野 英明
公営企業部長	佐藤 みのり	教 育 部 長	手塚 克己
総 務 課 長	坪 寛	政 策 課 長	萩原 昭
財 政 課 長	柿 嶋 信	消 防 長	鶴川 功

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	井上 博之
議 会 書 記	橘田 美穂子
議 会 書 記	小澤 卓也

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年笛吹市議会第4回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

12月に入り、日中は暖かい日が続いておりますが、朝夕はめっきり寒くなり、次第に冬の本番を迎えるようになりました。

町中に響くジングルベルやイルミネーションに彩られた風景は、穏やかさの中にもなにかと慌ただしさを感じるところでございます。

議員各位におかれましては、市政運営ならびに議員活動につきまして、1年間ご苦勞をいただき、精力的な活動に敬意と感謝を申し上げます。

議長就任から1年が経過し、改めて重責を痛感しているとともに、市民の皆さまの声をしっかりと行政に届け、市民生活の安定向上に向け一層の充実強化に努めてまいりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、今年もインフルエンザの感染が急拡大しておりまして、峡東保健所管内においては、警報レベルに入っております。

これから冬の寒さが一段と厳しくなっておりますので、健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

さて、今議会には市長より条例の制定、一部改正が11件、補正予算案が10件、その他の案件が11件、合わせて32件が提案されております。

議員の皆さま方には、会期中、格別のご精勵をいただき、慎重審議を尽くされ、市民の皆さまの安全、安心な生活の安定に寄与されるとともに、議事運営につきましても特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたので報告をいたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛をお願いをいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定によりまして退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

○議長（神宮司正人君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第13番 神澤敏美君および

議席第14番 保坂利定君

の両名を会議録署名議員に指名をいたします。

---

○議長（神宮司正人君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月17日までの16日間と決定いたしました。

---

○議長（神宮司正人君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

報告事項を申し上げます。

本日、建設部長、島村秀忠君より欠席届が提出され、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

本日まで受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

続いて、監査委員から令和7年8月分から令和7年10月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承を願いたいと思います。

次に、地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めましたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況等については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

---

○議長（神宮司正人君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第5 議案第116号から日程第36 議案第147号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和7年笛吹市議会第4回定例会の開会に当たり、提出しました案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、上下水道料金の改定についてです。

上下水道事業は、市民生活や企業活動にとって欠くことのできない社会基盤であることから、将来にわたり安定したサービスを提供していくために、平成29年度、上下水道料金の増額改定を、急激な負担増を避けるため、2段階に分けて行うこととしました。

第1回目の料金改定では、平成30年4月に水道および簡易水道の料金は24.7%、下水道および農業集落排水の使用料は20%の増額改定を行い、令和4年度に予定していた第2回目の増額改定については、上下水道ともに一律20%の増額改定を行う予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域経済や市民生活に大きな影響が及んでいたこ

とから、料金改定を見送っていました。

一方で、上下水道事業の財政状況は、人口減少や節水型社会の進展に伴い、収益が上がらない中、エネルギーコストや原材料価格の高騰、施設の老朽化による維持管理費の増加、市の公共下水道が接続している、県の流域下水道への負担金の大幅な増額などにより、毎年、一般会計からの補てんにより赤字を埋めている状況が続いていたことから、令和7年2月10日、上下水道審議委員会に諮問を行い、料金改定の内容や時期について検討をいただきました。

上下水道審議委員会からは、令和7年8月13日に、新型コロナウイルス感染症も5類に移行をし、経済状況も回復傾向にあること、地方公営企業は独立採算による経営が原則であることから、令和8年4月から、現在の上下水道料金を20%増額する料金改定を行うべきであるとの答申をいただきました。

市では、上下水道審議委員会の答申を踏まえ、欠くことのできない社会基盤である上下水道を、将来にわたり安定して維持していくため、令和8年4月から上下水道料金を20%増額する料金改定を行うことを決定し、今定例会に関連する条例を改正する議案を上程しました。

社会基盤を維持するためには止むを得ないとはいえ、物価高騰が依然として市民生活に影響を及ぼす中、上下水道料金の増額改定を行わなければならないことは、苦渋の決断です。

現在、国では、物価高騰対策を盛り込んだ総合経済対策の中で、厳冬期の電気・ガス代の補助、ガソリンや軽油の暫定税率廃止、重点支援地方交付金の拡充など、家計支援策が検討されているところですが、市においても、こうした国や県の動向、社会経済情勢を注視しながら、その時々に応じて市民生活の支援に必要な施策を実施いたします。

次に、栗原恵バレーボール講演会と実技教室についてです。

10月5日、2004アテネオリンピック、2008北京オリンピックの、女子バレーボール日本代表選手である栗原恵さんをお招きし、講演会と実技教室を行っていただきました。

笛吹市スコレーセンターで行われた講演会では、「やってから後悔するか、やらなくて後悔するか」をテーマに、栗原さんが競技人生の中で得た、挑戦することの大切さについてお伝えいただき、参加者は熱心に耳を傾けていました。

また、若彦路ふれあいスポーツ館で行われた実技教室では、市内スポーツ少年団、中学生を対象に、レシーブの基本動作などを直接指導していただきました。

参加した子どもたちは、目の前で披露される一流選手の技術に、目を見張っていました。

次に、「ふえふき子育て支援フェア2025」の開催についてです。

10月28日、笛吹市スコレーセンターにおいて、地域の子育て支援について知ってもらう「ふえふき子育て支援フェア2025」を開催しました。

会場では、市内の子育て支援センターの紹介や保育所の入所手続相談、親子でできる工作コーナーのほか、ミュージシャンやマジシャンとして国内外で活躍されている大友剛さんの、音楽とマジックに絵本ライブを加えたステージが演じられました。目の前で展開される不思議な世界に、子どもたちは大喜びしていました。

次に、笛吹市スポーツ大使の委嘱についてです。

11月5日、東京2020オリンピックの、男子レスリングフリースタイル65キロ級金メダリストである乙黒拓斗さんに、本市で初めてとなるスポーツ大使を委嘱いたしました。

今後は、乙黒さんに、笛吹市のスポーツ事業や市の魅力などを広く情報発信していただき、市のスポーツ振興と地域の魅力向上につなげていきます。

次に、第46回川中島合戦戦国絵巻についてです。

11月9日、第46回川中島合戦戦国絵巻を開催しました。今年は、武田信玄公役に俳優の神保悟志さん、上杉謙信公役に俳優の寺島進さんをお迎えをし、俳優ならではの勇壮な姿を楽しんでいただけるよう演出を行いました。

中でも、川中島合戦戦国絵巻の見どころのひとつである、武田信玄公と上杉謙信公の一騎打ちの場面では、寺島進さんからの提案で、舞台の上で信玄公と謙信公が切り結ぶ演出に変更をいたしました。

披露された迫力の殺陣に、集まった観覧者から大きな歓声が上がっておりました。

次に、フードドライブ及び子ども家庭支援事業についてです。

10月16日から11月14日までの約1カ月間、市民の皆さまから職場やご家庭で眠っている食料品を持ち寄っていただき、食を必要とする方々にお届けする取り組み「フードドライブ」を実施をし、期間中は、多くの食料品が寄せられました。これらの食料品は、今後、認定NPO法人フードバンク山梨を通じて、県内の支援が必要なご家庭へ提供されることになっています。

また、12月5日には、本市独自の取り組みである「子ども家庭支援事業」により、学校給食が提供されない冬休みの期間においても子どもの食事が安定して確保されるよう、フードバンク山梨と連携し、小中学生がいる生活支援が必要な子育て世帯約200世帯に対し、米やレトルト食品、缶詰等を配送し、夏に続き今年度2回目の食料支援を行います。

今後も、生活支援を必要とする子育て世帯に対し、食料支援の取り組みを行っていきます。

次に、笛吹市戦没者合同慰霊祭についてです。

11月26日、笛吹市スコレーセンターにおいて、先の大戦における本市出身の戦没者および戦争犠牲者2,045柱の御霊に哀悼の意を表するとともに、恒久平和を祈念するため「令和7年度笛吹市戦没者合同慰霊祭」を開催しました。

当日は、ご遺族の皆さまや、峡東保健事務所長、県遺族会理事長、県議会議員、市議会議員をはじめ来賓の皆さま、市議会議員各位にご参列をいただき、厳かな雰囲気の中、参列者一人ひとりが祭壇に献花（けんか）を行いました。

また、石和中学校の生徒の代表が、市内小中学校でつくる笛吹市児童生徒連絡協議会で採択した平和宣言を読み上げました。

慰霊祭の取り組みが、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に伝える機会となるよう、今後も継続していきます。

次に、笛吹市愛育フェスティバルの開催についてです。

11月29日、春日居福祉保健センターにおいて、笛吹市愛育連合会の発足20周年を記念した「笛吹市愛育フェスティバル」が開催されました。

当日は、ヴォイスセラピー実践研究家の上藤美紀代さんによる、「声かけで癒すヴォイスセラピーの魅力」と題した講演と絵本の読み聞かせをはじめ、子育て相談や子育て支援サービスの紹介といった子育て支援のコーナーのほか、食育、がん教育などの健康づくりのコーナーなど、愛育の活動に関連したコーナーが開設され、地域全体で子育てや健康を支える「愛育のこころ」を共有する一日となりました。

次に、民生委員・児童委員の改選についてです。

11月30日に任期を迎えることに伴い、3年に1度の改選が行われた民生委員・児童委員

は、12月1日から委員200人による新体制でスタートしました。

民生委員・児童委員の選任に当たってご協力を賜りました、行政区長はじめとした多くの皆さま、民生委員・児童委員の任を快く引き受けていただきました皆さまに、改めて感謝を申し上げます。

民生委員・児童委員は、住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする方がいた場合には、行政や専門機関につないでいただくなど、地域福祉を支える重要な役割を担っています。

市民の皆さまには、民生委員・児童委員の活動について、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ワインイベント「フエフキ ワイン パーク ラウンジ」についてです。

11月28日、11月29日の2日間、笛吹みんなの広場において、ワインと料理を楽しむアウトドア ワインイベント「Fuefuki Wine Park Lounge」を開催しました。

市内ワイナリー11社のワインと、市内飲食店20店によるワインに合う料理のペアリングによって、ワインの魅力と飲食店の魅力の両方を、来場された多くの皆さまに感じていただきました。

引き続き、本市産ワインの知名度の向上と消費の拡大、市内飲食店をはじめ地域の活性化に向けて、取り組みを進めていきます。

次に、石和温泉郷イルミネーションについてです。

11月28日から来年1月31日まで、さくら温泉通りおよび石和温泉駅前通りにおいて、本市の冬を代表するイベントである石和温泉郷のイルミネーションを実施しています。

さくら温泉通りでは、ウッドデッキに設置されたFUEFUKIモニュメントを中心に、近津川の上流にはシャンパンゴールド、下流にはオフホワイトのイルミネーションが灯り、幻想的な光の並木道を演出しています。

石和温泉駅前通りでは、これまでのブルーとホワイトのイルミネーションを一新し、12月1日から来年1月4日までは、ゴールドのイルミネーションを、1月5日から1月31日までは、ライトブルーのイルミネーションを点灯します。

イルミネーションの光と色によって、昼とはまた違った魅力を見せる石和温泉郷を、皆さまにもぜひ、ご覧いただきたいと思います。

次に、石和温泉駅構内へのブドウ棚レプリカの設置についてです。

本市では、世界農業遺産に認定されている日本有数のブドウの産地であることをPRし、観光振興につなげるため、11月30日、石和温泉駅の南北自由通路の天井に、ブドウ棚レプリカを設置しました。12月1日からは、石和温泉駅から石和温泉駅前通りのイルミネーション点灯と併せて、LEDによるライトアップを行っています。

次に、第29回「俳句の里」山梨県笛吹市全国小学生・中学生俳句会についてです。

今年も全国各地の小中学校から応募があり、455校から3万3,444句の感性豊かな作品が寄せられました。12月20日には、いちのみやももの里ふれあい文化館において表彰式を開催し、文部科学大臣賞をはじめ、蛇笏・龍太特別賞などを受賞した作品を発表します。

次に小中学校・保育所等給食費および保育料無償化についてです。

市の最重要課題である人口減少対策をより一層進めていくことが、持続可能な将来を切り拓くことにつながるのとのお考えのもと、子育て支援を一層強化し、誰もが安心して子どもを産み、

子育てできる環境の充実を図るため、令和8年4月から、小中学校および保育所等の給食費と保育料の恒久的な無償化を行います。

現時点で、学校給食、保育所等給食、保育料の3つ全てを、恒久的に無償化している市町村は山梨県内ではなく、前例のない試みとなりますが、子育て世帯の負担軽減と子どもの人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するための取り組みとして、注力していきます。

今後も、子どもたちの健やかな成長を地域社会全体で支えるため、「「笛吹こどもまんなか」みんなで育むまちづくり」をスローガンに、子育て支援施策に取り組んでいきます。

続きまして、本日、提出しました案件について、概略をご説明申し上げます。

提出しました案件は、条例案11件、補正予算案10件、その他の議案11件、合わせて32件です。

はじめに、条例案です。

まず、「笛吹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、3歳未満までの未就園児が対象となる、子ども誰でも通園制度を実施するため、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準について、新たに条例を制定するものです。

次に、「笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」は、人事院および山梨県人事委員会による職員の給与等に関する報告および勧告等に鑑み、民間の給与との較差を是正するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」は、重大な災害が発生した箇所またはその周辺で行う作業に従事した消防職員に支給する特殊勤務手当として、災害応急作業等手当を創設するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、笛吹市職員給与条例および笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正し、一般職の職員の給与を改定することに伴い、会計年度任用職員の給与についても改定するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について」は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い「住登外者宛名番号管理機能」を用いて行う事務を、個人番号の独自利用を行う事務として規定するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市水道事業給水条例の一部改正について」は、水道事業の経営健全化および安定した事業運営に資するため、料金の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部改正について」は、公共下水道事業の経営健全化および安定した事業運営に資するため、使用料の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市簡易水道等給水条例の一部改正について」は、簡易水道事業の経営健全化および安定した事業運営に資するため、料金の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うもので

す。

次に、「笛吹市社会教育施設条例の一部改正について」は、芦川グリーンロッジおよび芦川やすらぎの里の位置付けを、観光振興に資する施設へと改めることに伴い、これらの施設を社会教育施設から除外するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市火災予防条例の一部改正について」は、林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災注意報の発令、当該発令中における火の使用の制限等を行うことに伴い、所要の改正を行うものです。

続きまして、補正予算案です。

まず、「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）」については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4億4,683万9千円を追加をし、総額を516億8,668万円とするものです。

歳入の主なものは、普通交付税に2億8,039万3千円を追加をしました。

国庫支出金は、子どものための教育・保育給付費国庫負担金など8,483万8千円を追加をしました。

また、県支出金には、山梨県子どものための教育・保育給付費負担金など2,444万9千円を追加をしました。

さらに、基金繰入金3億1,183万5千円、市債3,520万円などをそれぞれ追加をしました。

歳出の主なものは、人事院勧告に基づき、職員の月例給については、全体平均で3.3%、期末手当及び勤勉手当については、それぞれ支給月数0.025月分の引き上げなどを行うため、職員人件費に2億3,430万6千円を追加をしました。

また、私立保育園、認定こども園などへの給付費、指定管理者制度を導入している石和第二保育所および石和第四保育所の指定管理料について、令和7年4月に改定された公定価格と現在の利用者数等を基に積算し、不足が生じることから、施設型給付費等事業、石和第二保育所運営事業、石和第四保育所運営事業の3事業に合計1億5,303万3千円を追加をしました。

このほか、芦川グリーンロッジ改修事業に1,735万8千円、小中学校ICT環境更新事業に852万5千円、春日居小学校改修事業に495万円などを追加をしました。

次に、特別会計の補正予算案です。

「国民健康保険特別会計」をはじめ4会計において、総額1,448万2千円を追加をするものです。

次に、企業会計の補正予算案です。

「水道事業会計」をはじめ5会計において、総額19万9千円を減額するものです。

続きまして、その他の議案です。

まず、「契約の締結について（春日居福祉会館大規模改修工事（建築主体）（債務）」は、春日居福祉会館大規模改修工事に伴う建築主体工事の契約を締結したく、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、それぞれ議会の議決をお願いするものです。

次に、「公の施設に係る指定管理者の指定について」は、令和8年3月をもって指定期間が満了する6件、新たに指定管理を導入する3件について、令和8年4月以降の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について」は、令和8年3月をもって指定期間が満了する笛吹市芦川やすらぎの里、笛吹市芦川スポーツ広場について、指定期間を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記していますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程しました案件について、提案理由をご説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月3日から12月7日までは、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日12月3日から12月7日までは、休会とすることに決定しました。

次の本会議は、12月8日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

---

散会 午後 2時04分

令和 7 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 8 日

令和7年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和7年12月8日  
午前10時00分開議  
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第116号—議案第147号(一括上程)  
上程議案に対する質疑  
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

( な し )

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	小 林 匡
総合政策部長	小 澤 宏 之	会 計 管 理 者	金 井 久
市民生活部長	太 田 孝 生	保 健 福 祉 部 長	岩 間 正 剛
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	島 村 秀 忠	公 営 企 業 部 長	佐 藤 みのり
教 育 部 長	手 塚 克 己	総 務 課 長	坪 寛
政 策 課 長	萩 原 昭	消 防 長	鵜 川 功

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたのでご報告いたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定によりまして退場を命じますので念のため申し添えさせていただきます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、財政課長、柿島信君より欠席届が提出され、これを受理いたしましたので報告をいたします。

---

○議長（神宮司正人君）

日程第1 市長提出議案 「議案第116号」から「議案第147号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 市政一般についての「一般質問」を行います。

今定例会では8名から14問の通告がありました。

質疑および質問は、配布いたしました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

議員におかれましては、議会基本条例会議規則先例集申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人、15分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり、同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了した後となりますので、ご承知願います。

それでは、通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可いたします。

18番、渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

1点目としまして、「災害予測耳で聞くハザードマップを」、視覚障害者の方や小さな文字が見えにくい高齢者の方などが、ハザードマップにある災害リスクの情報を得やすくするように、スマートフォンなどの端末から音声でハザードマップの記載内容を読み上げる、「耳で聞くハザードマップ」の導入は必要であると考えます。

利用者が所有する端末のGPS機能と連携させ、現在地や周辺の災害予測を伝えることができます。

住所を読み上げた上で、洪水のほか、内水氾濫や土砂災害など、予測を聴くことができます。

「ユニボイスブラインド」アプリをダウンロードすると利用が可能となり、平時から災害リスク等を認識し、早めの避難につなげていくことができます。

「耳で聴くハザードマップ」により、最寄りの指定緊急避難所の表示と、音声や振動で誘導もできます。誰一人取り残さない防災情報の周知につながるものと確信いたします。

また、多言語版も重要であります。

本市のさらなる防災情報の向上として、災害予測「耳で聴くハザードマップ」導入の必要性を強く感じますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

渡部清美議員の一般質問にお答えします。

「耳で聴くハザードマップ」は、音声コード読み上げアプリを使ってスマートフォン等で、現在地や任意の地点における気象情報、標高や洪水・土砂災害などの災害リスク、最寄りの指定避難所等までの道筋などを聴くことができます。

これまでハザードマップの情報は、紙媒体やウェブ上で、視覚からの取得が主でしたが、アプリの自動音声読み上げ機能によって、聴覚からの取得が可能になり、視覚に障がいのある方や高齢の方にも、命を守る大切な情報が取得しやすくなるため、大変有効な取り組みだと考えます。

しかし、このサービスの契約対象は、都道府県、政令指定都市とされており、笛吹市が単独で契約をすることはできません。今後、本市だけではなく、甲府市を中心とする県央ネットやまなしを構成する市町と協議し、県による当該施策の取り組みについて、多言語による情報提供を含めて要望していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。よろしく願い申し上げます。

2点目としまして、新総合防災情報システムについてお伺いいたします。

国は、デジタル社会の実現に向けた重点計画において、「防災」、「健康、医療、介護」、「教育」などのプラットフォーム整備に重点的に取り組み、令和7年度までに導入することを目標としております。

これに基づき、防災情報を共通のシステムに集約し共有することが可能となる共通基盤である防災デジタルプラットフォームを令和7年12月までに構築完了することを目標としております。

令和5年度事業において、防災デジタルプラットフォームの中核を担う新総合防災情報シス

テムを構築しました。

令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システムは、各省庁や地方自治体の約1,900機関が利用し、災害対応基本共有情報に基づき情報を集約するもので、広域応援を行う機関を含めた災害対応機関間における情報の利活用拡大を目指しております。

新総合防災情報システムは、災害情報を地理空間情報として共有するシステムで、災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を広い視野に立って捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的としております。

新総合防災情報システムでは、これまで国の機関しか利用できなかった旧システムより運用しやすく、データ量を大幅に強化し、地方自治体や指定公共機関も利用できるようになりました。

そこでお伺いいたします。

1として、本市として、この新総合防災情報システムの利用により、災害対応へどのような効果があるのかお伺いいたします。

2. 新総合防災情報システムの利用では、各地域の細かな情報が書き込まれるが、個人情報等の扱いについてどのように整理しているのかお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、新総合防災情報システムの利用による災害対応への効果についてです。

令和6年4月から運用を開始した、国の新総合防災情報システムは、従前、関係省庁のみの利用に限られていたものが、国の機関だけでなく、地方自治体、災害対策基本法で指定公共機関として定める民間事業者等も、災害対応機関として共有すべき災害情報を共有できるようになりました。

県及び県内市町村が使用する「山梨県総合防災情報システム」が、国の「新総合防災情報システム」に接続しており、本市が被災した場合、被災状況や国、県への要請事項を県のシステムに入力することで、国のシステムにも入力され災害対応機関に情報共有が図られます。

国は、被災自治体からの被災情報に加え、関係機関から断水情報や道路の通行規制状況、解析雨量・降水短時間予報などの情報を集約、地図上に可視化し、災害対応機関が被災状況等を早急に把握、推計することで、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援します。

次に、新総合防災情報システムにおける個人情報等の取り扱いについてです。

このシステムは、「個人情報保護法」や内閣府から示された「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」に基づいて運用されています。

指針は、地方自治体等が災害対応や、平時の災害準備において個人情報等の取り扱いを判断する際に参照できるよう、留意すべき内容が整理されており、災害対応の各段階において個人情報の取り扱いが発生するシーンを対象として、14事例を整理し、事例の詳細、ポイント、解説が示されています。

本市では、この指針に基づき、個別避難計画の作成、避難情報の発令、避難誘導、避難者の受入れ、安否確認、安否不明者の搜索、被災者の生活再建支援等の際に、個人情報の適正な取

扱いを図ります。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

意見を述べさせていただきます。

新総合防災情報システムを効果的に利用するためには、対応する部局の構成が重要であります。どうかより良い方向に行きますようよろしくお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

大変にありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終結いたします。

次に、通告に従いまして、荻野陽子君の質疑および質問を許可いたします。

3番、荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

議長から許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

笛吹クラブの荻野陽子です。よろしくお願いいたします。

12月に入りました。もうすぐ冬休みを迎えます。冬休みには学校給食がありません。そこで、保護者の経済的、時間的負担が増え、食事やさらに学習の機会まで家庭によって大きく異なります。

給食がないため1日の食事回数が減る子どもや、長い夏休み、冬休み、春休みの後には体重が減る子どももいると聞いております。

そこで、本市における子どもの貧困対策について、今回は質問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

この質問は、長期休暇中の子どもの食糧支援をするボランティアの方から、市民活動支援課の笛吹市地域づくり市民活動応援補助金で食糧費が対象外となり、活動が厳しくなったという声をお聞きしたことによるものです。

ボランティアの方の活動が始まったきっかけは、平成28年に社会福祉協議会が市民活動支援課の助言と協力を得る中で、子ども関係のボランティア個人およびグループやNPO法人に呼びかけをして、笛吹市子育て関係者連絡会を立ち上げました。

その連絡会を拠点として、春夏冬の長期休暇中の子どもの居場所づくりや食の支援、学習支援をする「ふえふきこどものたまり場プロジェクト」を開始したことが活動の始まりです。

活動しているグループの中には、グループ会員からの会費や寄附を主な財源としながら、企業にも物品寄附を依頼し、寄附物品の不足分の購入など食料購入に補助金を充当していた活動もありました。

令和6年度から、この補助金が食料支援には充当できなくなったため、現在活動を休止しているグループもあります。

市民活動支援課の笛吹市地域づくり市民活動応援補助金の募集要項には、補助対象外の一例として「参加者に配布する飲料、弁当、菓子などの飲食に関する費用」と記載されており、Q&Aには「子ども食堂などの食材に関する材料費や消耗品も対象になりません」と記載されています。このため、長期休暇中のこどもの食材費等に補助金は活用できなくなりましたが、今年の夏休みもグループによっては公民館を利用したり、地域の食生活改善推進員と協働で活動を行うなど様々な工夫をしながら、「こどものたまり場プロジェクト2025夏」が実施されました。6つのグループの活動に延べ140人の小中学生が参加し、その中には「ひとり親家庭を対象」とした事業もありました。

また、市内には社員食堂で昼食の提供をしている企業や食料支援をしている企業等もあります。

さて、子どもの貧困は平成24年に過去最高の16.3%、約6人に1人、翌年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成27年には13.9%、約7人に1人と減少したものの3年間で貧困率が改善したのは、賃金上昇が主要因という報告もあり保護者の経済状況によるところが大きいと言えます。

子どもの貧困が過去最高となった平成24年から10年後の令和4年の国民生活基礎調査の大規模調査では、令和3年の貧困線（平均的な所得の半分）が127万円で、これを下回る世帯のいわゆる相対的貧困率は15.4%。子どもがいる現役世代で大人が1人世帯をほぼひとり親と考えると、ひとり親の世帯の相対的貧困率は44.5%にもなります。

そんな中、令和5年4月に発足したこども家庭庁はその年の12月に「地域こどもの生活支援強化事業の実施について」こども家庭庁局長通知を発出しました。さらに一部改正した上で、本年5月9日に同局長より通知が発出されています。その要綱には「「こども未来戦略」に基づく、多様な支援ニーズへの対応策として盛り込まれた、地域こどもの生活支援強化事業は多様かつ複合的な困難に直面している子どもなどに対し、地域の実情を踏まえ、地域にある様々な場所の活用を促して、安心・安全で気軽に立ち寄ることができる食事などの提供場所を設けるとともに、支援が必要な子どもなどを早期に発見し、行政などの適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもなどに対する地域の支援体制を強化することを目的とする」とあります。

さて、こどもの貧困は経済的貧困・関係性の貧困・機会の格差・健康格差・特定分野に関する知識やスキルなどのリテラシーの格差を生み、貧困は連鎖するとも言われています。まさに市民活動応援補助金のように食料支援に充当できたり、こども食堂に活用できるような施策が非常に重要だと思われます。そこで、本市における多様なニーズへの対応として、子どもの食料支援を含むこどもの貧困対策と子どものいる世帯への貧困対策について、お伺いいたします。

1. 市で把握している生活保護および準要保護世帯の過去5年間の子どもの人数と課題についてお伺いします。

2. 「笛吹市地域づくり市民活動応援補助金」の募集要項の経費の対象外に「参加者に配布する飲料、弁当、菓子などの飲食に関する費用」と記載され、さらにQ&Aで「こども食堂などの食材に関する材料費や消耗品も対象になりません」と記載されていますが、こども食堂は、貧困家庭の子どもたちへの食料支援が主たる目的です。事業内容によっては食料費を補助対象

とすべきと考えますが市の見解をお伺いします。

3. 食料等の支援についてです。

①市では山梨県のモデル事業として、令和3年から5年までの3年間、「笛吹こどもの食料・生活用品支援ネットワーク事業」を実施してきました。その実績とその事業での取り組みが現在はどうな事業として継続されているかお伺いします。

②市とNPO法人やボランティア活動をする住民との連携についてお伺いします

③市と企業との連携および現在支援いただいている企業があればその内容についてお伺いします

④市がフードバンクに委託して実施している「子ども家庭支援事業」の内容と課題についてお伺いします。

4. 支援が届きにくいこどもの把握の方法やアプローチをどのように行っているかお伺いします。

5. 本年度策定した「笛吹市子ども計画」と一体的に「笛吹市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」が策定されており、その貧困対策として、教育支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援がありますが、それぞれの支援策の具体的な内容と、生まれてから18歳になるまでの切れ目のない支援として各担当課がどのように連携を図っているのかお伺いします。

6. 本市として「地域こどもの生活支援強化事業」の実施予定を含む、こどもの貧困対策および貧困の連鎖に対する予防的支援などについて、今後予定している施策についてお伺いします。

よろしくお願ひします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

田中子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（田中暁子君）

荻野陽子議員の一般質問にお答えします。

まず、生活保護および準要保護世帯の過去5年間の子どもの人数と課題についてです。

生活保護世帯に属する0歳から18歳までの子どもは、令和2年度が37人、令和3年度が41人、令和4年度が38人、令和5年度が47人、令和6年度が43人です。

準要保護世帯の子どもは、令和2年度が555人、令和3年度が547人、令和4年度が535人、令和5年度が523人、令和6年度が522人です。

いずれの人数も、同水準で推移しており、生活支援や教育支援の強化が課題と捉えています。

次に、笛吹市地域づくり市民活動応援補助金についてです。

「笛吹市地域づくり市民活動応援補助金」は、公益的な活動を行う団体を育成し、市民と行政が協働して住みよい地域社会づくりを推進することを目的としており、団体の活動が補助金に依存せず主体的に行えるよう、本補助金交付要綱第4条において「経常的な活動に要する費用」は補助対象外としています。

子ども食堂の食材に関する材料費などは、活動を続ける限り継続的に発生し、毎回の運営に必要となる消耗的かつ反復的な支出であり「経常的な活動に要する費用」に該当することから、補助対象外としています。

次に、食料等の支援についてです。

「ふえふき子どもの食料・生活用品支援ネットワーク事業」については、市では、令和3年10月から令和5年度末まで、県のモデル事業として補助金を受け、地域の団体や企業と連携して、食料や生活用品を必要とする子育て世帯に届ける仕組みを構築する「ふえふき子どもの食料・生活用品支援ネットワーク事業」を実施しました。

2年半の取り組みで、延べ25件の企業や市民の方から食料品23回、生活用品6回の寄付をいただき、市の把握する支援団体を通じ、支援を必要とする子育て世帯へお届けしました。令和6年度以降は、県の事業廃止とともに市の事業も終了しましたが、この間に構築されたネットワークを生かし、支援を申し出ただけの企業と個人と支援団体をつなぐサポートを継続しています。

NPO法人等との連携については、笛吹市社会福祉協議会が事務局を務める「ふえふき子ども子育て関係者連絡会」に出席するなど、情報共有を行うとともに、市が支援を必要とする子どもや子育て世帯を把握した場合は、支援団体につなぎ、食料や学校で使用する物品などの支援を行っています。

「企業との連携」については、これまで、市外の食品会社や市内の建築会社から寄附の申し出を受け、支援につないできました。また、長期休暇中に社員食堂を開放し、こども食堂を開設していただいている企業もあります。

市では、「こどもまんなか宣言」の取り組みを広げるために、市の広報紙で企業等のすばらしい取り組みを紹介しています。

子ども家庭支援事業の内容と課題については、子ども家庭支援事業では、学校給食が提供されない夏休みや冬休みの期間においても、子どもの食事が安定して確保されるよう、フードバンク山梨と連携して、小中学生がいる生活支援が必要な子育て世帯を対象に、食料品の支援を行っています。

令和7年度は、7月と12月に、対象の約200世帯に対し、米、乾麺、レトルト食品、缶詰、スナック菓子などを配送しました。

課題は、物価高騰の長期化の影響などにより、フードバンク山梨に寄附される食料品が減少していることです。

そのため、本市においても食料品の確保に協力しながら、支援が必要な子育て世帯に、食料品が届けられるように努めています。

次に、支援が届きにくい子どもの把握方法とアプローチについてです。

支援が届きにくい子どもの把握については、庁内各部署からの相談をはじめ、保育所や学校、地域の民生委員・児童委員や近隣の方などからの情報提供がきっかけとなります。これらの関係機関等と連携を図りながら、生活状況に課題のある子どもの早期把握に努めています。

こうした情報を把握した後は、プライバシーに十分配慮しつつ、市の担当者や家庭相談員が保護者や子どもと面談を行い、必要に応じて家庭訪問を行っています。生活状況について丁寧に聞き取りを行い、その状況に応じたアドバイスや必要な制度へつなげるなど、生活の立て直しや困りごとの解消に向けて、継続的に支援を続けています。

次に、貧困対策についてです。

教育支援については、市費負担で小中学校に講師等を配置する学校教育事業や、週1回、教員OBが自宅へ訪問する学習・生活支援事業を行っています。また、県が実施主体となり、生

活保護世帯の中学2年生から高校3年生までを対象に、民間の学習塾等は無償で利用し、希望する大学等への進学を目指す山梨県子ども未来進学支援事業などを行っています。

生活の安定に資するための支援については、ひとり親家庭相談、養育支援訪問、ヤングケアラー支援等、関係機関との連携や家庭の状況に応じて訪問するなどの支援を行っています。

また、令和6年4月に子育て支援課内に笛吹市こども家庭センターを設置し、切れ目のない包括的で継続的な支援に取り組んでいます。

保護者の就労支援については、延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業などを実施し、仕事と子育ての両立支援等を進めています。

また、ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、資格の取得に対して補助を行っています。さらに、生活保護受給者等就労自立促進事業として、ハローワークと連携し、巡回相談やマンツーマンの就労支援に取り組んでいます。市の広報紙や商工会会報を活用する中で、企業経営者の理解を求め、労働時間の短縮など働きやすい労働環境の周知促進も行っています。

経済的支援については、給食費等は無償化しているほか、児童扶養手当支給事業、子どもすこやか医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、保育の実費徴収に係る補足給付、要保護および準要保護児童生徒就学援助等の補助や、生活困窮者自立支援事業など、自立した生活基盤づくりに向けた支援を行っています。

生まれてから18歳になるまでの切れ目のない支援については、子育て支援課内の笛吹市こども家庭センター保護児童対策地域協議会等の各課を横断する会議を通じて連携を図りながら、支援を行っています。

次に、今後における子どもの貧困対策等の施策についてです。

子どもの貧困問題は、生活困窮世帯であるということ自体がセンシティブな情報であることから、実情を把握しにくく、必要な支援情報を漏れなく届けることが難しい現状があります。

市内には、民間主体の取り組みとして、子どもたちへの食事の提供、食品や物品の配布、学習支援、屋外での遊び場の提供など、様々な支援活動が行われています。このような活動を継続し、もっと増やしていただけるように市は支援をする必要があると考えています。

令和8年度は、国の「地域こどもの生活支援強化事業」を活用した、子どもの居場所づくりを行う団体等への補助を予定し、予算要求を行っています。

子どもに対する地域の支援体制を強化するとともに、子どもが1人でも安心して過ごし、無料または安価で利用できる地域の居場所を増やしていくことで、子どもや親の孤立を予防したいと考えています。

みんなで食事をする、勉強すること、未知の体験をすることなど多くの居場所が考えられますが、そこでの人との出会いや経験から、子どもたちが得ることは多く、未来への夢や希望を抱くことも考えられ、貧困の連鎖を断つきっかけになる可能性も秘めています。

また、多くの大人が関わることで支援が必要な子どもを早期に発見し、行政の支援につなげていただけるよう、事業の周知と支援団体への働きかけを行っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

ご答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

答弁の中で、フードバンク山梨と連携して、小中学生がいる、生活支援が必要な世帯への支援を行っているということでした。

現在実施している笛吹市独自の取り組みである、子ども家庭支援事業のほかに、フードバンク山梨と連携している取り組みがあれば伺いたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

荻野陽子議員の再質問にお答えします。

本市とフードバンク山梨は、平成28年度に子どもの貧困対策連携協定を締結し、子どもの貧困対策に連携して取り組んでいます。

令和7年度は、フードバンク山梨が行う支援を必要とする子育て世帯にお届けする食料品を住民参加で集めるフードドライブの取り組みについて、強化月間である5月と10月に市の広報誌等で周知するとともに、生活援護課や各支所が寄附の窓口となり、連携して食料品の確保に取り組みました。

皆さまから寄附していただいた食料品は、8月と12月に本市やフードバンク山梨と協定を締結している市町村の支援を必要とする子育て世帯にお届けしていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

ご答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

令和8年度には、地域子どもの生活支援強化事業を活用するという答弁でした。こども家庭庁は、この事業の枠組みとして、食事支援、こども食堂などの提供を行う事業を明記しています。予定されている本市の事業が食材医療費を補助対象としているのか、伺いたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

田中子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（田中暁子君）

荻野陽子議員の再質問にお答えします。

地域子どもの生活支援強化事業は、子どもに食事の支援を行う事業などを補助対象としており、事業の実施に直接必要な経費として、食材医療費も対象経費に含まれています。

このため、本市の事業においても食材医療費を補助対象とする予定です。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

ご答弁ありがとうございました。

意見を述べさせていただきます。

本日の一般質問では、食料支援を中心に質問をさせていただきましたが、こども家庭庁の地域こどもの生活支援強化事業実施要綱による事業内容は、食事の支援、居場所の支援、様々な機会や体験の提供を行う事業、文房具や生理用品など、こどもなどの生活に必要な物品提供などの生活支援などを行う事業、そして、それらの支援は、長期休暇中には活動回数の増加を図るための事業が盛り込まれています。また、コーディネーターなどの人件費も国庫補助の対象としています。

さて、本市は昨年7月にこども真ん中応援サポーター宣言をし、子どもたちのために何が最も必要かを常に考え、子どもたちが健やかに幸せに成長できる社会を実現する取り組みを推進しています。

そこで、こども家庭庁の発出したこどもの生活支援強化事業の内容に加え、これまでも本市が独自にこども家庭支援事業で食料品を貧困世帯に届けてきたように、本市としての独自の取り組みもしていただければありがたいと思います。

また、きめ細かい地域に根差した活動には、多くの市民の方の参加が不可欠です。これまで活動してきた市民の方や、先日の山日新聞でも紹介されたNPO法人など自主財源で事業を行っている個人団体があります。

本市が取り組むこどもの生活支援強化事業により、活動に対し補助金などの支援が充実し、活動がますます活性化し、子どもの多様なニーズに対応できるような内容として、来年度からスタートしていただけますようお願い申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、荻野陽子君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午前11時といたします。

休憩 午前10時47分

---

再開 午前11時00分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、通告に従い、鈴木駿一君の質疑・質問を許可いたします。

6番、鈴木駿一君。

○6番議員（鈴木駿一君）

きらめきフォーラム21の鈴木俊一です。

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

冒頭ではございますが、笛吹市にとって大きな動きとなる2つの出来事を共有させていただきます。

まず1つ目は、11月26日、いい風呂の日に、石和温泉郷が新たなキャッチコピー「美肌湧泉」を掲げ、リブランディングをスタートしたことです。

市長をはじめ出席いただきました執行部の皆さまには、改めて感謝申し上げます。

先人の皆さまが築き上げてこられた石和温泉を、これからの時代に合った価値として再定義していく。これは私たち若い世代の使命だと強く感じております。

温泉の効能を主軸に据え、観光宿泊事業者が連携しながらストーリーを発信していくことで、石和温泉の新たなにぎわいを生み出せるよう尽力していきます。

そして2つ目です。

12月6日です。12月6日、一昨日ですが、笛吹市御坂町出身のスリーピースバンド、レミオロメンが14年ぶりの活動再開を宣言しました。青春時代、毎日のように耳にしていたあの音楽が戻ってくる。その知らせを見た瞬間、胸の奥から熱いものがこみ上げてきました。笛吹市にとって、そして私たちの世代にとって、本当に誇るべき出来事です。

本年3月9日には、市制施行20周年を記念して、防災無線で3月9日を放送されましたが、来年3月9日からはレミオロメンの全国ツアーも始まるとのことです。

「毎年3月9日はレミオロメン」その象徴的な日として、ぜひ継続して代表曲を放送していただきたいと思えます。

以上の2つの動きを、笛吹市の魅力と誇りを再び大きく育てていく起点として、本日の質疑に入らせていただきます。

まず1つ目、市民通報システムについてです。

本市では、令和4年度から市民通報システムを導入し、道路の陥没、公園遊具の破損、防犯灯の球切れといった情報を画像や位置情報とともに通報できる環境を整備し、迅速な対応を可能にしています。市長が掲げる「幸せ実感、誰もが安心して暮らせるまちづくり」推進のため、市民と行政が連携して課題解決に導く仕組みであると認識しております。しかし、市の担当課に確認したところ、令和5年度と6年度の2年間における通報実績は50件だと伺っています。

この2年間の平均値である25件を基に、通報システムを利用可能な市民数を試算してみます。令和7年9月1日現在の選挙人名簿登録者数5万5,874人を対象とし、笛吹市に在住の18歳以上であれば、自らの意志で通報システムを使えると仮定します。総務省の令和6年度通信利用動向調査によると、携帯電話、スマートフォンの個人保有率は8割を超えているため、市内に少なくとも約4万4,700人は通報可能な状況下にあると推測されます。この数値を基に、利用率を計算すると0.05%という数字になります。約1,700人に1人が通報しているという、非常に低い数字であることが理解できます。

この数字を見ると、現状、市民にはなかなか周知がされず、有効活用できていないと考えます。他自治体を見ますと、LINEアプリ等を活用した「市民レポート」という形で運用しているところもあり、本市においても市民の皆さまにさらに寄り添ったシステムにしていくべきであると考えます。通報システムの回答についても、職員の方が進捗状況等を返信しているところも伺いましたが、生成AIを活用した返信サポート導入なども活用し、市民と行政が連携するシステムとして、どうすれば市民の皆さまにとって、より身近で便利なツールとなり得るかを検討すべきだと考えます。そこで、以下について伺います。

まず、令和4年度に導入された市民通報システムは、通報対象を道路陥没、水路蓋の損壊、公園施設の破損、防犯灯の球切れ、カーブミラーの破損について限定しています。そこで導入された令和4年度から現在までの合計通報件数を項目ごとにお伺いします。

次に、市民通報システムの令和4年度から現在までの維持管理費についてお伺いします。

次に、上記2点を踏まえて、このシステムの費用対効果について市の見解をお伺いします。

最後に、市民通報システム導入から3年が経過しましたが、これまでの利用実績を踏まえ、さらなる有効活用を図るべきと考えますが、システムの使いやすさ改善など、見直しを検討しているかお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

太田市民生活部長。

○市民生活部長（太田孝生君）

鈴木駿一議員の一般質問にお答えします。

まず、通報件数とその内容についてです。

令和4年10月の運用開始以降の通報件数は、令和4年度が8件、令和5年度が17件、令和6年度が33件、令和7年度が11月30日現在22件で、合計80件です。

通報の内訳は、道路陥没が38件、水路側溝の蓋の損壊が13件、公園施設の破損が3件、防犯灯の球切れが14件、カーブミラーの破損が12件です。

次に、維持管理費についてです。

システム使用料を含む運用保守料として、年度途中で運用を開始した令和4年度は72万6千円、令和5年度および令和6年度はそれぞれ158万4千円を支出しています。令和7年度は、保守費用の低減により144万1千円で契約し、運用しています。

次に、費用対効果についてです。

市民通報システムは、市民と行政が協働して安全で快適な生活環境を維持することを目的として導入しました。道路の破損や公園施設の不具合など、身近な危険箇所を市民の皆さまがスマートフォンで簡単に通報できる仕組みとすることで、早期の発見と迅速な対応につなげることをねらいとしています。

システム導入時には年間60件の通報件数を想定していましたが、導入後の通報件数は合計80件となっています。システム使用料など一定の費用がかかりますが、このシステムからの通報は、不具合の早期発見や危険箇所の未然防止に効果を発揮しています。加えて、情報は統合型GISで一元管理されているため、道路台帳や航空写真と通報場所を地図上で重ね合わせることができます。これにより、周辺の状況などをスムーズに把握することが可能となり、現場確認や修繕の優先度判断が効率化されます。このように市民通報システムは、市側の業務改善にも大きく寄与しており、費用対効果が高いと認識しています。

次に、これまでの利用実績を踏まえた使いやすさの改善などの見直しについてです。

市民通報システムは、市民の皆さまが日常生活で気づいた小さな不具合を円滑に報告できることが重要と考えていますが、現在、システムを利用いただくにはメールアドレスの登録を必要としています。このひと手間を設けることで、いたずらによる通報を防ぎ、より精度の高い情報を得ることが可能となります。

この市民通報システムは、通報件数だけでなく、市民の皆さまが真に必要なとる場面で、い

かに有効活用されるかも重要です。これまで市の広報紙やホームページを通じて市民通報システムの活用を促してきました。今後もこの市民通報システムが広く認知され、より多くの市民の皆さまに活用されるよう、市の公共施設や地区公民館へのポスター掲示など、周知に努めます。

現在、この市民通報システムで通報可能な項目は、道路の陥没、水路側溝の蓋の損壊、公園施設の破損、防犯灯の球切れ、カーブミラーの割れの5項目に限定していますが、今後は通報対象項目の追加を含め、市民の皆さまにとって一層活用しやすいシステムとなるよう検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

鈴木駿一君。

○6番議員（鈴木駿一君）

丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次に、笛吹市内空き店舗および空きテナントの改修についてです。

昨年、令和6年第4回定例会にて「空き店舗の解消」について一般質問させていただきました。その際、「令和6年度時点での空き店舗活用促進事業費補助金交付要綱では補助の対象となる業種を飲食店に限っているが、さらなる空き店舗を活用した出店者のニーズの把握に取り組むとともに、地域の賑わいの創出に寄与できる小売業などを補助対象に追加することを検討していく」との答弁をいただきました。

令和6年度決算においては、重点事業だったものの、執行率が思うように上がっていない状況だと認識しております。県内、他自治体においては、小売業および飲食業、多目的に利用可能なコミュニティ施設など、まちの集客やイメージアップに有用で、まちづくりに寄与すると認められる事業などが補助対象となっている自治体もあり、さらに、空き店舗登録情報をインターネットで詳細に確認でき、積極的に賑わいの創出に向け、取り組んでいる自治体もあります。

本市においては、県内有数の観光地であり、多くの人が訪れることから、現状の補助金交付要綱をさらに進化させ、若者が挑戦できる幅を広げていくことが、地域の賑わいの創出に繋がり、観光振興や、地域経済の活性化に大きく寄与すると考えています。そこで以下について、お伺いします。

まず、現在の補助金交付要綱に基づいて、これまでに何件、どのような業種の店が、どの地区に出店したのか伺います。

次に、飲食店に限らず、幅広い業種に対しての支援を行い、出店者の挑戦の幅を広げていくことができれば、より多様な担い手が集まる可能性があります。地域の賑わいの創出に向け、飲食店以外の、例えば雑貨店などの小売業者等の参入を可能とするような補助金の制度設計の見直しは考えているのか伺います。

そして、笛吹市商工会と行なっている「創業塾」には毎年30名程度の方が参加し、創業を希望していると聞いています。若者の受講生も多く、その方々は、非常に起業意欲があるとも聞いています。そこで、この補助金制度で、起業意欲のある若者に対して、笛吹市の空き店舗

活用をしてもらい、笛吹市に出店してもらおうための加算等の制度を加え、この地域で営業してもらえるような取り組みを行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

鈴木駿一議員の一般質問にお答えします。

まず、笛吹市空き店舗活用促進事業費補助金の交付を受けた件数、業種、出店地区についてです。

笛吹市空き店舗活用促進事業費補助金が始まった令和5年度から令和7年11月末までの実績は、石和地区10件、八代地区1件、合計11件です。業種については、定食店8件、ラーメン店1件、焼肉店1件、おにぎり店1件です。

次に、笛吹市空き店舗活用促進事業費補助金の制度設計の見直しについてです。

現在の笛吹市空き店舗活用促進事業費補助金は、対象業種を飲食業、また、交付条件として昼間に2時間営業することを必須としています。

しかし、補助金を創設してからの3年間で、雑貨店、洋服店、ネイルサロン、化粧品販売店からも、補助金を活用したいとの要望があったことから、こうした出店希望者のニーズを踏まえ、補助対象業種の拡大など、補助金の見直しに向け、現在、補助金申請の相談窓口となっている笛吹市商工会と協議しています。

空き店舗を活用して本市に出店を希望する方が、これまで以上に利用しやすい補助制度となるよう見直しを行い、賑わい創出につなげていきたいと考えています。

次に、若者に対しての加算等の制度追加についてです。

空き店舗活用促進事業費補助金は、市内空き店舗を活用した新規出店を促進し、地域の賑わいの創出と市のイメージアップを図ることを目的としており、建物等改修費を100万円、店舗の賃借料20万円を上限に補助するものです。同様の事業を行っている近隣他市と比べても補助率は高く有利な制度となっているため、本補助金に若者を対象とした加算等を行うことは考えておりません。

現在、新たに創業を検討している方のスタートアップ支援を行う創業塾では、多くの若者が創業に向けた心構えや基礎知識の習得に励んでおり、こうした若者の挑戦を応援するため、今後関係機関と緊密に連携し、きめ細かな創業支援を行っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

鈴木駿一君。

○6番議員（鈴木駿一君）

丁寧で前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

最後に意見を述べさせていただきます。

今回、私から2問質問をさせていただきました。この2つの質問は、これからの笛吹市の可能性を広げ、未来をともにつくっていくための第一歩であると考えています。

1 問目で取り上げました市民通報システムについては、周知不足により十分に活用されていないのではないかという観点から質問をいたしました。しかし、同時に、通報件数が少ないということは、安心安全が保たれ、迅速な対応ができている町である、そういう逆説的な側面も確かにあると自分の質問に答えているようですが、私自身感じています。

であるならば、答弁にありました通報項目の追加について、ぜひ前向きに議論を進めていただきたいと思います。

例えば、通学路における危険箇所の把握など、市民の皆さまの日常の中にある小さな気づきをまちづくりに生かす仕組みにしていくべきだと考えております。そうした気づきが積み重なることで、市民と行政が共同し、より安全で住みよい地域づくりへと確実につながっていきます。市民通報システムの目的は、単なる便利機能ではなく、答弁にあったように市民と行政が共同して安全で快適な生活環境を維持することにあります。まさに市民共同の新しいインフラとなり得る仕組みです。

また、統合型GISという言葉も挙がりました。私も担当課から丁寧にお話を聞く中で理解を深めてきましたが、このGISこそデータを可視化し、限られた人員と予算の中で最も効果的な行政サービスを実現する大きな武器になります。DXの推進と併せて、行政の判断をより迅速に、よりの確にする土台として、ぜひ積極的に活用していただきたいと思います。

行政の力だけでなく、市民の皆さまとともに、この笛吹市を前に進めていく、そのための第一歩がこの市民通報システムの真価であると思っています。

次に、笛吹市内空き店舗および空きテナントの改修についてです。

私がここで申し上げた若者とは、SNSを柔軟に活用し、自ら発信し、PRし、交流を作り出せる世代のことです。そうした若い挑戦者が活躍できる環境を整えば、自然と人の流れが生まれ、交流のきっかけが生まれ、そしてその先に移住・定住・子育て・地域活動へとつながっていく。笛吹市の未来の担い手が、このまちを拠点に人生を描いていく可能性が広がると考えています。

補助金制度を創設して3年、今回、制度の見直しを行うという前向きなご答弁をいただき、心より感謝申し上げます。

答弁の最後に、関係機関と緊密に連携という言葉がありました。連携は目的ではなく、まちなぎわいをつくり出すための手段であります。その手段を使いこなし、官民が同じ方向を向き、挑戦者を後押しする環境を整えていくことこそ大切です。

また、近隣他市と比較しても補助率は高く、有利な制度であるとの答弁もありましたので、ぜひ自信を持って積極的にPRし、チャレンジしたい若者や事業者に届くよう発信していただきたいと思います。

官民共同により文化が生まれ、交流が生まれ、人が集まり、人がつながる。その積み重ねこそが、この笛吹市の未来のにぎわいをつくる原動力になると強く期待しております。

私自身も一人のプレイヤーとして、このまちの可能性をさらに広げていくために尽力していきます。そして、若い力で未来を拓き、躍動する笛吹市に誇りを持ち、誰もがここで過ごしたいと心から思える笛吹市を皆さまとともに作り上げていくことを最後に力強く申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、鈴木駿一君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終結いたします。

次に、通告に従い、三枝賢治君の質疑および質問を許可いたします。

2番、三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

煌・フォーラム21の三枝賢治です。

本日12月8日は、昭和16年に真珠湾攻撃が行われ、太平洋戦争が開戦した日であり、また世界的な音楽家であり平和活動家でもあったジョン・レノン氏の命日でもあります。

この歴史的な日にあたり、戦争の悲惨さと平和の尊さについて改めて思いを巡らせ、未来に向けて私たちが果たすべき責任について考える機会としたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、鳥獣害被害の現状と対策について伺います。

近年、全国的に鳥獣による被害報告が相次いでおります。特に最近では、クマの出没によって死者が出るなど、極めて深刻な状況となっております。こうした野生動物による被害は、もはや山間部だけの問題ではなく、都市近郊や市街地にも及んでおります。住民の安全や生活環境に大きな影響を与えていると思います。

本市においても、シカ・イノシシ・ハクビシン・アライグマ・カラスなどによる農作物への被害が継続的に発生しており、農業者の営農意欲の低下や耕作放棄地の増加といった深刻な課題を抱えております。本年6月には、一宮町地内において女性がイノシシに襲われるという事案も発生しました。

クマによる直接的な被害は報告されていないものの、石和町や境川町、隣接する甲府市桜井町ではクマの出没が確認されており、桜井町に隣接する山岸区では、小学生が毎日怯えながら登校している状況にあり、住民の不安は日々高まっています。

こうした状況を踏まえ、以下の点について伺います。

1. 過去3年間における、市内の鳥獣害の被害件数および被害額、被害が多発している地域について伺います。また、児童生徒の登下校における安全対策について伺います。

2. 「笛吹市鳥獣被害防止計画」では、捕獲等の個体群管理、防護柵の設置等の侵入防止対策、放任果樹伐採等の生息環境管理の3つの鳥獣被害対策の柱としています。

まず、個体群管理については、猟友会による銃猟・わな猟などで、ハクビシン等の小動物を捕獲している状況では対応が追いつかず農家は大変苦慮していると伺っております。次に、侵入防止対策については、シカが柵を飛び越え、イノシシが柵を破壊して侵入するなど、設置された防護柵が十分に機能していないとの声もあります。また、生息環境管理については、果樹園や山林の放置により樹木が繁茂し、山林と畑地、市街地の境界が不明瞭となることで、野生動物の侵入を容易にしているという状況にあります。さらに、山から河川を下って市街地に出没するケースも確認されており、被害は農地にとどまらず、生活環境にも及んでおります。これら3つの柱それぞれの取組状況と成果、今後の課題について伺います。

3. 近年、センサーカメラや遠隔監視システムなど、ICT技術を活用した新たな対策が各

地で進んでいます。本市における導入状況を伺います。

4. アライグマ等に対する鳥獣害対策は、行政だけでなく、地域住民や猟友会、農業者などの協力が欠かせません。こうした関係者との連携体制や捕獲体制、通報から対応までの仕組みについて伺います。

5. カラスによる被害への対策として、防鳥ネットの設置やごみ集積所の管理強化などの取り組みについて伺います。

6. 捕獲された有害鳥獣につきましては、ハンター自らが処理を行い、ジビエとして活用している事例もあると伺っております。しかしながら、近年ではハンターの高齢化が進み、処理作業が困難となっていることから、ジビエ利用が進まず、埋設処分にも手間がかかるため、やむを得ず放置されるケースがあると聞き及んでおります。このような状況を踏まえたと、捕獲された有害鳥獣のジビエ利用は、地域資源の有効活用のみならず、捕獲従事者の負担軽減、さらには観光資源としての可能性を秘めた重要な取り組みであると考えます。そこで、笛吹市におけるジビエ処理施設の整備や地域特産化の考えについて伺います。

7. 被害の拡大は農家の営農意欲にも大きな影響を与えます。被害を防ぐだけでなく、果樹産地としての地域の力をどう守り、どう次世代につないでいくかが重要です。今後、市としてどのような方向性で鳥獣害対策を推進し、農業者が安心して営農を続けられる環境を整えていくのか、見解を伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

三枝賢治議員の一般質問にお答えします。

まず、過去3年間における、被害件数、被害額、被害が多発している地域と、児童生徒の登下校における安全対策についてです。

鳥獣被害については、山梨県が取りまとめる鳥獣の農作物被害状況調査の調査要領に基づき、被害面積、被害額を算出していますが、件数については、算出方法の定めがなく、記録がないため、被害面積と被害額でお答えします。

過去3年間の被害面積と被害額は、令和4年度が被害面積38.26ヘクタール、被害額2,560万9千円、令和5年度が被害面積38.60ヘクタール、被害額2,570万7千円、令和6年度が被害面積31.23ヘクタール、被害額2,088万円です。

被害が多発している地域は、果樹が栽培されている中山間地域です。

児童生徒の登下校における安全対策については、シカやイノシシ、クマなどの目撃情報があった場合には、速やかに保護者へメール等で周知するとともに、教職員が付き添っての集団下校や地域のボランティアによる見守り活動などを実施しています。

次に、鳥獣被害防止のための個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の取組状況と成果、今後の課題についてです。

個体群管理については、山梨県特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体群管理の対象であるシカ、イノシシについて、毎年、計画頭数を捕獲しています。

令和6年度、本市ではシカ540頭、イノシシ229頭を捕獲しました。

課題は、捕獲の中心となる猟友会員の高齢化が進み、計画頭数の捕獲に必要な人員の確保が

難しくなっていることです。

侵入防止対策については、農地に電気柵等を設置する場合の購入費用補助や、地域で獣害フェンスを設置、管理する場合の原材料支給を行っているほか、土地改良事業において獣害防止柵を設置しています。

令和6年度は、電気柵等の購入費用補助として、交付件数33件で補助額が70万2千円、獣害フェンスの原材料支給として、御坂町4地区、八代町1地区を対象に104万2千円分の原材料を支給しました。土地改良事業による獣害防止柵設置は、これまでに、4地区で約1.5キロメートルの獣害防止柵を設置しています。

課題は、農業者数の減少などにより、地域が行っている獣害防止柵の管理が行き届かなくなることが懸念されることです。

生息環境管理については、JAを通じて、耕作放棄されている果樹の伐採を呼びかけるなど、鳥獣被害を誘発しない環境の整備に取り組んでいます。

課題は、後継者不足などにより、山間部においては荒廃地が増加し、山林と畑地の境界が不明瞭な地域がみられることです。

次に、ICT技術を活用した機器の導入状況についてです。

猟友会では、箱罾やくくり罾に、捕獲した際に通知を発信する機器を装着しているほか、遠隔からの監視が可能な囲い罾を境川町地内に設置するなど、ICT技術を活用した機器を導入しています。

次に、関係者との連携体制や捕獲体制、通報から対応までの仕組みについてです。

農業者等が農産物への鳥獣被害を確認した場合、直接またはJAを通じて市に被害を通報します。市では、被害状況を確認し、被害を発生させた鳥獣の種類を推測した上で、捕獲、駆除に向けた対策を行います。

有害鳥獣を捕獲するには、狩猟免許と捕獲許可が必要となるため、捕獲許可を受けた猟友会員に捕獲、駆除を依頼しています。

なお、特定外来種であるアライグマについては、狩猟免許を保持していない方でも、県が開催するアライグマ捕獲講習会を受講し捕獲従事者証を取得することで、捕獲することができます。そのため、市では県と協力して、市内でアライグマ捕獲講習会を開催することで、捕獲従事者の確保に取り組んでおり、これまでに36の方が市の講習会を受講しています。

次に、防鳥ネットの設置やごみ集積所の管理強化などの取り組みについてです。

本市では、カラスによるごみ散乱などの被害を防止するため、開発行為に伴うごみ集積所の増設申請については、蓋つきまたは扉付きの設備であることを許可の条件としています。

ごみ集積所の維持管理は、行政区の責任の下で行われており、多くの行政区で防鳥ネットを使用したカラス対策を行っています。

次に、ジビエ処理施設の整備や地域特産化についてです。

捕獲したイノシシやシカをジビエとして処理、加工するためには、腹部に被弾していないことや感染症にかかっていないことなど、いくつかの条件があるため、ジビエ加工が可能なイノシシやシカの安定的な供給が必要となる地域特産化は、こうした課題を解決しなければ難しいと考えています。

また、ジビエ処理施設についても、専門的知識を有した人員の確保が必要となることや安定した稼働が見込めないため、現時点では、本市での整備は難しいものと考えます。

次に、今後の鳥獣害対策についてです。

現在、市では、笛吹市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、県、農業委員会、J A、猟友会と連携して、鳥獣被害の防止に取り組んでいます。

引き続き、電気柵や侵入防止柵等の設置による被害防止対策に取り組んでいくとともに、狩猟免許の取得、更新に対する支援やアライグマ捕獲講習会の開催による捕獲従事者の確保、育成など、有害鳥獣の駆除にも積極的に取り組み、安心して農業を続けることができる環境の整備を図っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

丁寧な答弁ありがとうございます。

再質問はありません。

意見を述べさせていただきます。

笛吹市が鳥獣被害に対して多角的な対策を講じている点は高く評価できます。

被害の把握に加え、ICT技術の導入や地域との連携、児童生徒の安全確保など、幅広い取り組みが進められていることは心強く感じます。

一方で、猟友会員の高齢化や農業者の減少、ジビエ処理施設の整備の遅れといった課題は、今後の持続的な対策において大きな障壁となっております。これらの課題を克服するためには、若手人材の育成や狩猟免許取得への支援、地域活動への参加促進が不可欠です。

また、ICT技術のさらなる活用により、少人数でも効率的な被害対策が可能になると考えます。

動物とのちょうどいい距離を保つために単に追い払うのではなく、耕作放棄地の整備やごみ管理の徹底など、動物の行動特性を踏まえた環境づくりも被害の未然防止に大きく寄与するはずで、人と動物が無理なく共存できる地域づくりに向けて、今後も知恵と工夫を重ねた取り組みを進めることを期待しております。動物たちが山にいる限りは獣害とはなりません。

続いて、地域活動の現状と人材確保に向けた取り組みについて伺います。

「人手不足が日本の経済成長を脅かしている」という報道が、11月9日付の日本経済新聞に掲載されました。日本総合研究所の試算によれば、人手不足による機会損失は年間16兆円に達するとのことでした。

笛吹市は、豊かな自然環境、温泉地、果樹園などの地域資源を生かした観光都市としての魅力を有しており、これらの資源は地域経済の核である観光業、農林業において、長年にわたり重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら近年、観光業分野では高齢化に伴う担い手不足が深刻な課題となっており、後継者の育成と新たな担い手の確保が急務とされています。

そこで以下の点について伺います。

1. 観光客数の回復と地域経済の活性化には、質の高いサービスを提供できる人材の確保が不可欠です。観光業における人手不足に対する現状認識と、現在の取り組みについて伺います。

2. 観光業における人手不足が、サービスの品質の維持や誘客促進に与える影響について伺

います。また、それを踏まえた今後の対応について伺います。

3. 高齢化が進む農業分野における、担い手確保と後継者育成に向けた取り組みについて伺います。

4. 農業の魅力発信や啓発活動の実施状況、地域の高校や専門機関との連携による人材育成の取り組みについて伺います。

5. 「特定地域づくり事業協同組合制度」は、地域内の複数の事業者が協同組合を設立し、季節ごとの労働需要に応じて人材を派遣するとのこと。年間を通じた安定的な雇用を創出する仕組みであり、地域人口の急減や人材不足に対応する有効な手段として、国や県が推進している制度です。本制度を活用することで、観光業など、季節変動のある産業において柔軟な人材確保が可能となり、地域内での雇用の維持や定着にもつながるものと期待されます。特に、観光業においては繁忙期の人手不足対策として制度の活用が有効ではないかと考えます。そこで、笛吹市における「特定地域づくり事業協同組合制度」の活用状況を伺います。活用していないとしたら、今後導入の考えはあるのか伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

三枝賢治議員の一般質問にお答えします。

まず、観光業における人手不足に対する現状認識と現在の取り組み、人手不足が誘客促進に及ぼす影響と今後の対応についてです。

観光業における人手不足は、地域の観光振興と経済活性化において重要な課題であると認識しています。

市内のホテル、旅館の中には、人手不足から、稼働する部屋数を制限している施設もあり、誘客に大きな影響が出ています。

こうした現状を踏まえ、市では、観光業の担い手となる若い人材を確保するため、笛吹高校の生徒を対象に、地元企業と就職希望の学生をマッチングさせる企業説明会を実施しており、毎年複数人の生徒が市内観光業に就職しています。

また、現在、市内製造業を中心に実施している、市職員による企業訪問と求人支援について、今後、観光業へも拡大していきたいと考えています。

次に、農業分野における担い手確保と後継者育成に向けた取り組みについてです。

市では、独自の事業としてIターンによる新規就農者に対して100万円を2年間、最大で200万円の補助金を交付しているほか、Uターン、転職等による就農者に対し、50万円を2年間、最大100万円の補助金を交付する新規就農者支援事業、親元に就農する農家の後継者について、毎月3万円の補助金を最長5年間交付する新規就農農業後継者支援事業を実施しています。これらの事業により、これまでに、Iターン6人、Uターン57人、親元就農81人を支援しています。

また、国による認定新規就農者の機械、施設等の導入補助や農業経営開始資金の支援、県の親元就農促進支援事業など、各種事業を活用しながら担い手の確保、育成に取り組んでいます。

次に、農業の魅力発信や啓発活動の実施状況、高校や専門機関との連携による人材育成についてです。

令和4年7月の世界農業遺産の認定を契機に、世界農業遺産フェスティバルの開催、世界農業遺産と観光を連携させた観光モデルコースの作成、笛吹高校をはじめ県内外の高校生による世界農業遺産サミットの開催などを通じて地域農業の魅力を発信しています。

また、農業塾での営農や就農相談、各種講習会による農業従事者の育成のほか、峡東農務事務所、農業大学校と連携して就農相談会を開催し、新たな人材の確保、育成に取り組んでいます。

次に、「特定地域づくり事業協同組合制度」の活用状況についてです。

特定地域づくり事業協同組合制度は、安定的な雇用環境や一定の給与水準が確保できないことなどを要因に、人口の急減に直面している地域において、地域産業の担い手を確保するため、特定地域づくり事業協同組合を設立し、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出することにより、地域の担い手確保に取り組むものです。対象となる地域については人口規模や密度、事業所数等に照らし、知事が認定することとなっています。県内では早川町、丹波山村、全国では134市町村が制度を活用しています。

現在、本市でこの制度を活用する予定はありませんが、人口減少が続く中、多くの産業で人手不足といわれる現状において、雇用の確保は非常に重要な課題であるため、制度導入の可能性や先進自治体の取り組みを研究していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

丁寧な答弁をありがとうございます。

再質問はありません。意見を述べさせていただきます。

笛吹市が観光業や農業分野の人手不足に対して具体的な支援策を講じていることはとても前向きで、地域の活性化に向けた強い意志を感じました。

特に、高校生と地元企業のマッチングやIターン・Uターン就農者への補助制度など、若い世代や新たな担い手を呼び込む工夫がされている点は評価できます。ただ、観光業に関しては、現場での人手不足がすでに施設の稼働に影響を与えているという状況を考えると、よりスピード感を持った対応が求められるのではないかと感じます。

企業訪問の対象を観光業にも広げるとのことですが、観光業特有の課題や魅力を伝えるような専門的な支援やPR活動も必要だと思います。

農業分野では、世界農業遺産を活用した魅力発信や高校、専門機関との連携による人材育成が進められるのは素晴らしい取り組みです。

ただ、支援制度の存在を知らない人も多いかもしいので、もっと積極的な情報発信や相談体制の強化があると、さらに効果が高まるのではないのでしょうか。

また、特定地域づくり事業協同組合制度については、今のところ導入予定がないということですが、人口減少が進む中、地域の仕事と仕事を組み合わせて年間を通じて雇用を生み出すという考え方は、今後ますます重要になると思います。

先進自治体の事例を研究するだけでなく、試験的な導入や地域の声を聞く場を設けるなど、もう一步踏み込んだ検討があっても良いのではないのでしょうか。

現在、人手不足に関しては、農業や観光業のみならず、全産業での喫緊の課題だと思います。人と仕事のつながりをどう育てていくか、それは笛吹市の未来を形づくる大切なテーマだと思います。笛吹市の実情に合った取り組みで、みんなが安心して暮らし、働けるまちづくりが進んでいくことを期待しています。

以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、三枝賢治君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午前11時53分

---

再開 午後1時30分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、通告に従い、樋口滝人君の質疑および質問を許可いたします。

1番、樋口滝人君。

○1番議員（樋口滝人君）

1番、笛新会、樋口滝人でございます。

私の笛新会での役割は、6人の政務活動費、通帳預かり役でございます。

今回の一般質問は、笛吹市の抱えている問題点のうち2点について市の方針を伺います。

毎回、新庁舎建設推進について質問する予定でしたが、今回は皆さんがこの提案に辟易しているようなので、今回は止めました。

それでは、質問の前にちょっと時間をください。一言二言申し上げます。

この1年の間、われわれが抱く総理大臣のイメージはこんなものだったのでしょうか。G7、ASEANなど、国際会議に出ては、他国の首相等に対して座りっぱなしであいさつ、またスマホいじりの孤独な国際会議、並んでの記念撮影は2列目の一番端に立ち、食事をする場面では箸の持ち方から、食べ方の品のなさ、またある政治家の葬儀に向かう際、マスクを忘れ、随行している秘書官の顔からマスクをむしり取り、自分のマスクとして使い、また別の日にはマスクが横にずれて口を覆わず、一方のほっぺだけを隠して口はむき出しになって記者会見に臨むなど、吉本新喜劇に出るより面白い喜劇役者のようなキャラクターをしてひんしゅくを買った前石破だらし内閣の1年間でした。

そこで満を持して高市内閣が誕生し、責任ある積極財政を推進し、片山財務、小泉防衛大臣などは原稿を見ないで答弁するなど、見違えるばかりの迅速な政治の動きに目を見張るものがあります。

国民経済や防衛、外交、金融、株価の高騰など、忙しく誇り高く、日本の国際的地位の復活

へと進みつつあるのを見ると、あのイギリスの経済学者ベンサムが言ったことは、「最大多数の最大幸福として、優れた政策は社会国民に最も大きな経済効果をもたらし、皆が少しでも幸せになれば、それが正義である」と説いています。

この点、高市内閣にその精神を発揮し、正義のため、そしてわれわれ国民のために働いて、働いて、働いて、働いていただきたいと望むものです。ただし、健康にはくれぐれも気をつけてください。

さて、少しばかり格調高い話になってしまいましたが、本線に戻ってお話を続けます。

去る第3回定例議会において、空き家の除去後の固定資産税の3年間減免措置についての私の提案に対しまして、空き家除去後の固定資産税減免については考えておりませんとご答弁いただきました。

行政としての率直なお考えであったことは理解できますが、市民の負託を受けて提案し、さらには笛新会6議員の総意の下、市民の安全安心な生活の実現のための一助としての提案に対して、門前払いにも聞こえる表現であったことは否めません。

関連質問した議員からもこの点苦言を呈したのを覚えていると思いますが、行政の答弁は市民にとっては市の姿勢そのものとして受け取られます。したがって、結論が否定的であっても、趣旨は理解した上で、現段階では困難であるとか、今後の検討課題として受け止める的な婉曲した言葉、婉曲、丸くですね。丸く言い回しをしてくださいですね。市民の声を真摯に受け止める姿勢が伝わる言葉を選んでいただくことが、行政としての品位にもつながると考えております。市民の信頼を高めるためにも、今後はより丁寧で議会と建設的な議論を可能にするご答弁をお願い申し上げます。

それでは、やっと質問に移ります。

1つ目、笛吹市中学生英語力向上への施策。

実用英語検定の通称英検の創設者赤尾好夫さんは、石和町中川の出身です。

この赤尾好夫さんは、皆さんご存知だと思いますが、テレビ朝日とかフジテレビの創設者でもありますし、英語の神様と言われる方ですね。この理念は、「英語は学問ではなく実用の力、自ら考え語る英語力」であり、地元出身の偉人を英語教育の旗印に掲げることは、子どもたちの誇りと学習意欲を高める地域資源活用となります。

ここで文書がすごい長いんですが、ちょっとはしよります。

いずれにしても何を質問したいかと言いますと、現実に英検3級以上を今の中学生で持っている方が非常に笛吹市は少ないということを申し上げます。15.6%、山梨県は42.2%、全国平均52.2%、さいたま市では89.2%と、ほとんどが3級以上の資格を持っているということであります。

英語を勉強する意義とはなんでしょうかと、ここに書いてありますから、あとで読んでください。

もう一つ、市では次年度からALTをフィリピンから22名、会計年度職員として採用し、市内の小中学や一般への英語理解を促進することでも英語力強化の一助となるやもしれません。しっかりと実施計画と英検などの資格取得の効果実績を教育委員会として提示できるよう提案します。

英語を勉強する意義を再確認して資格を取得するだけが英語教育の目的ではありませんが市内の中学卒業生が高校や大学、あるいは企業に入社、起業した際、さすが、英検発祥の地

笛吹市の若者だと評価が上がり、自信をもって国際社会の一員として活躍できるようになっていただきたいというのが夢であります。

以下、質問4点です。

1番、英検などの資格取得実績評価を踏まえ、市は英語教育の現状をどう捉えていますか。

2番、赤尾好夫翁の大いなる遺産を市は尊重し、成果を得るための方策はいかがですか。

3番、フィリピンから来るALT採用の目的、費用の詳細と得るであろう効果の詳細を教えてください。

4番目、県の採用の英語教師への能力向上へ具体策はありますか。

以上、よろしくご返答をお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

樋口滝人議員の一般質問にお答えします。

まず、英検などの資格取得実績を踏まえた英語教育の現状についてです。

児童生徒の英語力を向上させていくためには、英語への関心や学習意欲を高めていくことが重要です。

英検は、児童生徒が自らの英語力を把握できる試験の一つであり、その取得率が英語への関心の高さを知るための指標にもなると考えています。

本市においては、英検の取得率が高いとは言えない状況にあり、本市の児童生徒がさらに英語力を高めていくことができるよう、英語に慣れ親しみ、関心を高めていくための取り組みを進めていく必要があると考えています。

次に、赤尾好夫翁の大いなる遺産を尊重し、成果を得るための方策についてです。

赤尾好夫氏が創設に携わった英検は、実社会で役立つ英語力の習得と向上を促進する取り組みであるとともに、進学や就職などに際し、英語力を証明する仕組みの一つとしても広く知られています。

市では令和8年度から小中学校のをALTを、現在の10人から22人に増員し、ALTが通常の授業はもちろんのこと、課外活動にも参画し、児童生徒の英語への関心を高め、英会話力や総合的な英語力の向上に努めていくことを目指しています。

これらの成果を得るための一つとして、英検取得率の活用を検討しており、まずは市内の全中学校で英検受検の環境を整えるなど、児童生徒が英検を積極的に受験できるような環境や仕組みを構築することで、平均取得者の増加を目指します。

次に、ALT採用の目的費用と効果についてです。

新たな英語教育推進事業はALTの拡充を図ることによって、児童生徒の英語力の強化を進めるとともに、将来に渡って国際社会で活躍し、市の未来を拓くことができる人材の育成につながることを目的としています。

ALTを10人から22人に増員することで、小中学校の全ての英語の授業にALTを配置することができます。

招致するALTはフィリピン人としています。フィリピン人は明るく元気な国民性で、相手を緊張させない雰囲気づくりが得意であり、児童生徒や教職員と馴染むのも早く、また、フィ

リピンは英語が公用語であるため英語力も高いと評価されています。現在、本市の小中学校に勤務するALT10人のうち6人がフィリピン人であり、いずれのALTも親しみやすく、児童生徒や教職員と積極的にコミュニケーションを図りながら指導しています。児童生徒がこれまで以上に英語に慣れ親しみ、関心を持って取り組みやすくなるよう、今回招致するALTもフィリピン人としました。

本市では、ALTの受け入れをJETプログラムと英語講師派遣事業者からの派遣による2つの方法で行っています。費用面について、これまで本市が活用してきたJETプログラムにおいては、令和6年度決算額でALT1人当たりの年額を算出すると、人件費が約344万円、社会保険料や雇用保険料が約33万2千円、家賃補助が約28万5千円、それ以外にアパート更新費や火災保険料、帰国時の渡航手配等に要する費用などを市が負担し、総額で約482万2千円となります。JETプログラムは、地方交付税措置の対象であり、令和6年度は一人当たり約480万5千円の交付税措置がありました。

また、現在のALT派遣事業者からのALTの派遣委託においては、令和6年度決算額でALT1人当たりの経費は年額408万1千円です。地方交付税措置や国、県などからの補助金もないため、全額が市の負担となります。

一方、現在準備を進めている令和8年度からの新たな英語教育推進の取り組みにおいては、ALTを会計年度任用職員として採用し、年額で給料が306万円、通勤手当が5万円、社会保険料および雇用保険料が42万6千円で予算要求を行っています。

この取り組みを進めるに当たり、令和7年3月、「笛吹市外国語指導助手受入支援及び管理業務委託」として、プロポーザルを通じ事業者と、2億4,315万5千円で契約しました。

契約の内訳としては、自治体間交流の協定先となる自治体の選定、協定締結の事前準備、協定先自治体への渡航準備や渡航中の支援等を行う「協定締結支援業務」として約359万3千円。招致するALTの人材確保や入国支援、地域の生活習慣等に係る事前研修、来日後の住居や生活環境に係る基盤構築の支援等を行う「受入支援業務」として約205万5千円。任用したALTの「管理業務」として、令和8年度から令和10年度まで、毎年約7,916万9千円を支出します。

管理業務の年額約7,916万9千円の内訳については、年度によって差が生じるため参考値となりますが、消費税を除き、直接人件費が約4,500万円、洗濯機や冷蔵庫、ベッド、パソコンなどの生活用品のリース代などが約1,300万円、車両リース代やガソリン代、入国時航空券等、業者がALTを支援する際の滞在費等の旅費交通費が約300万円、教材購入費や資料印刷費が約35万円、これらの費用に10%を乗じた一般管理費が約600万円となります。

費用のうち、5割以上を直接人件費が占めますが、管理業務では、ALTが母国から遠く離れた日本において、安定した生活を送り、その能力を遺憾なく発揮できるよう、食料品や日用品の買い物の付き添い、事故や病気など緊急時の対応、通勤時の移動手段の確保、在留資格の更新、健康管理など、ALTの日常生活全般を業者が支援します。

また、ALTが日々の業務を適正に行えるよう、教育課程に基づくカリキュラムの作成や監修、学校と連携した指導、助言などの業務支援を行います。

さらに、ALTが実践的な指導力の取得や資質の向上を図れるよう、日常的なティーチングやフォローアップ、定期的なスキルアップ研修といったALTの資質向上に係る支援のほか、

ALTが授業のみならず、課外活動や夏期休業などを活用した特別プログラムなど市独自の取組を計画的に実施するための支援を行います。

このような多様な取り組みを管理業務として行うため、これらを主に担う担当者として、ALT 5人に対して1人以上のコーディネーターを配置し、業務を着実に推進します。

令和8年度のALT 1人当たりの費用は、先ほど述べた人件費および管理業務の委託料を合わせて約713万5千円です。従前よりも事業費は高くなりますが、外国自治体との自治体間交流協定等に基づきALTを招致し、任用することで、国からALT 1人当たり年額で517万7千円の交付税措置があるため、財政的な負担を軽減しながら、ALTの充実強化を図ることができます。

今回の取り組みの効果については、交付税を活用できるという財政面もその一つではありますが、それ以外にも事業費に見合った様々なことが期待できます。

招致するALTは、業務委託先が経営する語学学校で英語講師として3年間以上の経験を持ち、さらに4年間以上の大学教育や、英語を母国語としない人に向けた英語教授法であるTESOLなどの受講を修了した者であることを条件としており、一人ひとりが、英語教育のALTとしての質が保証されています。JETプログラムは、教員資格等の要件がなく、質にばらつきがあることが課題の一つであったため、これが解消されます。

令和8年度以降、このように質の高いALTが、全ての英語活動や英語授業に参画します。また、授業以外にも、課外活動や学校行事など、様々な場面でコミュニケーションを取ります。このほか、市独自の取り組みとして、ALTが行う、夏期休業等を活用した特別プログラムを計画するなど、これまでになかった多彩な活動を行います。

児童生徒は、授業や学校生活において日常的にALTと触れ合い、会話することで、自然と英語に触れ、親しむことができ、リスニングやスピーキングといった英会話力の向上を図ることができます。

ALTを活用した教職員向けの英会話研修なども計画しており、児童生徒だけでなく、教職員の英語力および英語指導力の向上にも寄与します。

管理業務の中に含まれるALTへの日常生活全般のサポートについては、従来、市の正規職員が昼夜問わず担ってきた業務となります。今回の業務委託により、専門性の高い事業者が24時間体制でALTの生活のサポートを担うことで、生活面での不安が解消され、ALTが教育活動に専念することができます。職員の事務負担の軽減につながることはもちろんですが、単にそれだけでなく、適切な役割分担の下で、安定したALTの受入れ環境を構築できると考えます。

業務委託先には、他自治体において、今まで蓄積してきた多くのノウハウがあります。これらを活用する中で、本市が目指す児童生徒への英語力の向上が期待できる内容となっています。

なにより、他自治体で実績を上げている英語教育プログラムが市内全ての学校に一元的に展開できることに大きな期待を寄せており、業者と連携をしながら、児童生徒の英語力の向上に向けたプログラムを着実に進めていきます。

次に、県採用英語教師への能力の向上についてです。

県採用教員の配置は、県教育委員会の人事によって行われています。県教育委員会では、英語教科教員の採用試験において、英検1級取得者に加点する仕組みを設け、

高い語学力を持つ教員の確保に努めています。また、教員の英語力や指導力を向上させるた

め、実践的なオンライン研修会や、小学校英語指導専科教員を対象とした指導力向上研修会などを実施しています。

市としても、県採用の教員の英語力向上を図るため、今回採用するALTを活用し、実践的な英会話研修会を3回以上開催します。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口滝人君。

○1番議員（樋口滝人君）

再質問をお願いいたします。

私が1聞いたら6つぐらいお答えいただいたので、十分分かったんですけども、特にALTの関係は書ききれませんでした。たくさんいただきました。

あとは委員会のほうで説明を、来年はしてもらおうと思うのですが、それで1点伺いたいのはですね、これだけ一生懸命というんですか、今の教育部長さんのお話では、英語力が市では劣っているということは認識しているわけだそうです、今の話では、それでどうしたらせめて山梨県の平均ぐらいはですね、3級以上を取っていただく、こういう目標を掲げていただけると思ってたんですが、説明でそういうのがなかったね。

実際は、例えばALTさんもいいですよ、当然ね、一生懸命皆さんやって、私も期待はしてるんですが、実際どういう目標を持って、今の状況をお伺いしましたんですが、それを今度、山梨県平均、あるいはさいたま市みたいに8割が3級を取るという、そこまで僕は言いませんけれども、どういうふうにアプローチをこれからしていくのかということ、ここをちょっと具体的に、僕が一番聞きたいのはそこなんだよね。ALTに長い時間いただくよりも、お願いします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

樋口滝人議員の再質問にお答えします。

まず、英語習得力の目標ということですけども、ALTの増員によって教育の質は向上すると考えています。ただ、英語力の定着には時間を要するため、段階的に取り組みを進めてまいります。短時間で大幅な向上を目指すよりも、確実に実現可能な目標といたしまして、現状の15.6%から、まずは県の平均を目指していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

続けてどうぞ。

○1番議員（樋口滝人君）

今、教育長さんから、少しでも近づけていくというしっかりしたお言葉をいただきましたので、納得しました。よろしく申し上げます。

続きまして、ただ一言言いますと。

ほかの教科もかなり劣っているみたいね。偏差値が10ポイント下がっているとは聞いたんだけど、そこらへんでぜひ一緒にお願いします。これは質問じゃないですよ。ぜひお願いします。そこらへんも。英語がちょっと少なければ、ほかの教科も同じだと思うんです。教えたかは、違います。あとで教えてください。

次です。

可燃ごみステーションの増設につきまして伺います。

可燃ごみステーションの数は、ここに書いてあるとおりです。省略します。

石和町が一番多いんですけども、かなり町により偏在をしているということですね、ごみステーションの数が。これは笛吹市合併前の自治会運用をそのまま踏襲してきたことから地域間格差が大きく、自宅から遠く、高齢者の負担増や生ごみを車で運ぶなど衛生的にも心理的負担が大きい。また、生活インフラとしての公平性に欠けると思います。

このステーションを新規設置するための市が示す条件として「10戸基準」「自治会承認」「ボックス費用負担」「設置個所承諾」など超えるべきハードルがあります。このため、希望者がいても躊躇する例が多いのが現状です。

問題点としましては、ボックスの統一化と補助助成、それからボックス設置の区を介さない個別申請方式への転換の提案をさせていただきたい。

それから、ごみ収集業者との委託費用の折衝、単価契約の見直しをお願いしたいということですが、それで質問です。

1つ目、ごみ集積場の地域間格差と制度の硬直性についての評価をお願いいたします。

2番目、旧町格差の把握と、これを是正するための方針はありますかということです。

3番目、個別申請方式の導入を検討できますかという質問です。

4番目、統一ごみボックスの導入と助成を検討できないかということです。

5番目、箇所数増大に伴うごみ収集業者との単価契約の減額見直しの可能性、以上5点について、お答えをお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

太田市民生活部長。

○市民生活部長（太田孝生君）

樋口滝人議員の一般質問にお答えします。

まず、ごみ集積場の地域間格差と制度の硬直性についての評価、旧町格差の把握と是正するための方針についてです。

令和7年11月末現在、市内には可燃ごみ集積所が1,509カ所ありますが、そのほとんどは、合併以前から設置されていた場所を、管理方式を含めて引き継いでおり、旧町によって集積所数に大きな差があることについては認識しています。

しかし、こうした状況を是正するため、可燃ごみ集積所数の多い石和町の集積所を減らした場合には、市民生活に大きな影響がでることが予想されます。また、石和町以外の町の可燃ごみ集積所を増やした場合には、可燃ごみ集積所の管理者である行政区長や環境指導員の負担増が予想されます。

そのため、市では、行政が主体となって可燃ごみ集積所数の差を是正する考えはありませんが、一方で、設置条件を満たした上での可燃ごみ集積所の新設要望については、今後に対応し

ていきます。

引き続き、現状の収集体制を基本として、社会状況の変化に応じた効率的な収集運搬体制のあり方を検討していきます。

次に、個別申請方式の導入についてです。

可燃ごみ集積所は、管理が不十分な場合、衛生管理上大きな問題になるため、市では、可燃ごみ集積所の管理は、原則、行政区としています。

そのため、行政区の承認を受けない個別申請方式については、当面、導入する考えはありません。

次に、統一ごみボックスの導入と助成の検討についてです。

統一ごみボックスの導入や助成については、可燃ごみ集積所の維持管理の安定化や景観面など、一定の効果が期待できます。

一方で、可燃ごみ集積所の設置場所は、地域によって大きく異なっているため、一律の仕様設定や助成基準の適用は難しい状況です。また、設置後の維持管理の負担や費用面についても整理すべき課題が多いことから、現時点で導入は考えていません。

次に、箇所数増大に伴うごみ収集業者との単価契約の減額の見直しについてです。

ごみ収集の業務委託契約は、社会情勢や業務量の変動を踏まえた上で、毎年度の単価を積算し契約しています。今後も、可燃ごみ集積所数や労務単価、業務量を積算に反映し、適正な単価で契約できるよう努めます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口滝人君。

○1番議員（樋口滝人君）

太田部長、ありがとうございます。

考えていません。2回おっしゃいました。

私が一番先にですね。ちょっと婉曲に言ってくれと言ったんですよ。

そこらへんをお聞きになっていたかどうか、ちょっとそれに書いていただければよかったですね。

いずれにしても、ちょっと残念ですね。考えておりませんという言葉は。

それで、石和町のごみの収集箇所を減らせということは、私は考えていません。既得権がありますのでね。ただ1点質問したいのは、今日に始まったことじゃないんですが、ごみ収集箇所のクレームというか、いろいろたくさんあるそうなんです、何とか前向きに考えていただきたいというお願いなんです。

ほかの町は、行政区と、例えば公民館、みんな集めろとかいろいろあるんですけども、ただ個別的には石和はやっているんだよね、個別で、区じゃなくて、各ボックスをボックスじゃなくておいて、その周りの人が掃除をしたり管理しているはずなんです。そういった方式を取れば、ほかの町でもやっていけるのかなと僕は思うんですけども、もう一度そこらへんの計画が全くそこら辺考慮していないのか、もうちょっとフレキシブルに考えていただけないか、ちょっとそこらへんを教えてください。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

太田市民生活部長。

○市民生活部長（太田孝生君）

樋口滝人議員の再質問にお答えします。

今、議員が言われました、石和町内で個別の収集をしているというようなお話がありましたけれども、市のほうでは直接把握はしておりません。

先ほど答弁しましたとおり、当面は行政区を介しての収集を考えておりますけれども、当然、今後、例えば高齢者世帯がふえるとか、まさに距離が遠いようなことがあるかと思っておりますので、そこはまた状況に応じた対応を考えていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口滝人君。

○1番議員（樋口滝人君）

分かりました。

今、2点質問させていただいたんですが、ちょっと意見だけ言わせてもらって終わりたいと思います。

教育関係ですけど、先ほどちゃんと教育長と目が合って、違うよなんて言われたんですけど、基本的にやっぱり成績、笛吹市へ来たいなという人はいっぱいいらっしゃるんですが、やはり市長も子ども子育て支援はすごく一生懸命やられて、僕も本当に賛成なんで、一生懸命やられているのでいい案だと思いますが、そのためにはいろいろ働く場所をつくったり、まちづくりもしっかりやったり、いろんな条件があると思うんです。そのうちのひとつとして、子どもをやっぱり教育する、あるいは極端な話、ほかの町より成績が落ちているところへ行きたいと思いませんか。やっぱりそこらへんもぜひね、同じ土俵へ入れて考えていただきたいということで、私、たまたま大学の教育学部ですから、先生と同じです。先生は児童何とかでしょう、そういうこともありまして、一応理科の専門なんですが、そういうこともありまして、ぜひ教育関係は力を入れていただきたいというお願いで終わります。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で樋口滝人君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

12番、荻野謙一君。

○12番議員（荻野謙一君）

笛新会の荻野でございます。

今、樋口議員に関連して質問したいと思います。

内容はALTについてなんですけど、この事業は私も大いに進めていきたいと考えております。ただ、私の調べた中で、先ほど部長も言いましたけど、総額で2億4千万という高額の費用が費やすということなんですけれども、そのへんの部長の説明を聞いておりますと、フィリピンのALT22人に対して、1人、約3年間で1千万サポート料がかかるということですよ

ね。簡単に言いますと。

その中で、いろいろの部長の話だと、かなりのフリッパーのこのALTにおもてなしが、すばらしいなと考えております。そこまではするのかなということもあります。

そういう中で、これはまだ令和8年度の予算案を今、組んでいるところだと思いますので、その事業費についてはまた検討したいと思いますけれども、あとは、このALTの3年授業をするに当たって、3年間はそれでいいけれども、3年以降のこのALTの実施をどのようにするか。ただ、3年間で終わっちゃうとそれだけになっちゃうし、やはりこれを今後どのように3年以降に続けるかということをお聞きしたいです。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（望月栄一君）

荻野謙一議員の関連質問にお答えをいたします。

まず、この英語教育充実の必要性についてというふうなところからお話をさせていただきたいと思いますが、令和元年に行われました全国学力調査においては、本市の英語の正答率というのは本当に全国と同等というふうなことでしたけれども、令和5年の調査におきましては、残念ながら全国平均を下回り、そして特に話す力の低下というふうなことが顕著になりました。

それで、英語力というのは、グローバル社会において子どもたち、将来的に生きていくわけですけれども、英語力というものは本当に子どもたちに欠かせないスキルだというふうなことで、本市においてこの英語教育を最重要課題というふうな捉えの中でALTを増員して、その活用を含めて大幅に強化するというふうなことでこの事業に取り組んでまいります。

それから、先ほどの答弁にありましたけれども、本事業に期待できる効果につきまして、質の高いALTの採用によりまして、児童生徒の英語力、学習意欲の向上、こういったものが第一に挙げられるんじゃないかなというふうな期待をしております。

そしてまた、教員の力量向上にも寄与して、特に英語科教育では、読む、書く、聞く、話す、この4技能を総合的に上げなさいというふうなことでなっておりますので、こういったことも含めて授業の質が高まっていくというふうなことも期待をしているところです。

過日、同じ委託業者を活用している先進地のほうを視察いたしましたけれども、英検3級取得率、それから全国学力調査の正答率、さらには児童生徒の英語表現力の増進、こういったことが明らかになっておりますので、本市においてもその部分は大きい期待をするところです。

英語教育の質の向上や児童生徒の英語力の強化、それから将来にわたる国際人の育成、地域活性化といったさまざまな効果につきましては、やはり長期的にとらえる必要があるというふうなふうに思っております。

3年間の取り組みで得られた成果と課題を丁寧に検証する中で、次の展開について検討してまいりたい、このように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

関連質疑・質問はありませんか。

荻野謙一君。

○12番議員（荻野謙一君）

ありがとうございます。

あと、この英語力、3年間やった中でですけど、途中でもいいですけど、この数字で調べるには全国の学力テストがあります。これが1年後、2年後にどのくらい上回ってくるかということが数字で見えてくると思います。

各学校で英語の発表会とか、要するに示していただいた中でどのくらい向上しているかというのを、また検討していただきたい。

何しろこのALTに私も期待しております。ただ、その予算について不透明なところがありましたので、お聞きしたわけでございますが、これは令和8年度予算が出たときにまた検討したいと思います。

以上で関連質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

関連質疑・質問を終わります。

次に、通告に従い、河野智子君の質疑および質問を許可いたします。

11番河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、上下水道料金の改定について質問いたします。

8月25日の全員協議会にて笛吹市上下水道料金の改定について説明がありました。平成30年に料金改定が行われ、さらに4年後の令和4年に再度料金改定を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により料金改定は見送られました。上下水道事業審議会による審議の結果、20%増額の料金改定を令和8年4月から行うよう答申されたということでした。

値上げの理由としては、上下水道事業が地方公営企業法において独立採算制が原則であるが、一般会計からの基準外繰入金があれば経営が成り立たないこと、人口減少に伴う給水人口や料金収入の減少、電気料金や原材料価格高騰による経費上昇、さらに新型コロナウイルス感染症が5類に移行され経済状況も回復傾向にあるということでした。

「水道」は私たちの生活になくてはならないものです。水道法第1条は「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」と定めています。清浄・豊富・低廉であることが求められています。また、憲法第25条2項は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、公衆衛生を改善する国の責任を定めており、この憲法の要請にもとづき、水道法第2条は「国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない」と定めています。水道事業には高い公益性が求められ、安全な水を安定的に安価に供給するというのを公共の利益として行わなければなりません。水道料金の値上げにより支払いができず、給水を止められるということがあってはなりません。

下水道事業については、今年の6月議会で日本共産党の渡辺正秀議員が質問し、下水道管渠

費については、年間の事業費を3億円として試算した場合、国から認可を受けた認可区域のうち令和6年度以降に整備する区域分が150億円との答弁があり、それだけでも50年かかるという、全体計画まで含めると105年かかり、計画の見直しを求め、公共浄化槽事業の採用を提案しました。

また、物価高騰対策として、水道料基本料金を無料にする自治体もある。コロナ禍以降物価の上昇は続き、疲弊している市民は多く、物価高騰対策が求められている中での水道料値上げは、市民の理解を得られるでしょうか。上下水道料金改定に反対の立場で以下質問いたします。

(1) 経済状況が回復傾向にあることの根拠は何でしょうか。

(2) 上下水道事業審議会の答申とありますが、多くの市民の声を聞くべきではないでしょうか。

(3) 笛吹市の上下水道事業で基準内繰り入れとなっているものは何でしょうか。

(4) 水道事業は道路や河川と同様に市民の生活に欠かせないインフラであり、水道管や施設の維持建設等にかかる費用は一般会計からの繰り入れで賄うべきではないでしょうか。

(5) 物価高騰の中、所得が増えずに苦しんでいる家庭や、すでに経営が苦しい事業者にとっては、水道代の値上げは痛手になると思いますが、何らかの対策を考えているでしょうか。

(6) 国や自治体に物価高騰対策を求める声があります。笛吹市でも商品券の配布、Pay Point還元などを行ってきました。新たに物価高騰対策を行うよりも水道料金の改定を行わないことが一番の対策になるのではないのでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

佐藤公営企業部長。

○公営企業部長（佐藤みのり君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、経済状況が回復傾向とする根拠についてです。

帝国データバンクによる10月の景気動向調査において、国内景気を示す景気動向指数は5カ月連続で改善しています。

また、関東財務局が発表した山梨県の10月景気判断によると、県内経済は「持ち直している」と、11四半期連続で据え置かれています。

これらのデータを踏まえて、国内および県内経済は回復傾向にあると判断しています。

次に、多くの市民の声を聞くべきではないかについてです。

上下水道事業審議会の審議委員は、各地区の代表者、市民団体の代表者等、16人で構成されています。審議会では、6カ月にわたって5回の会議を開催し、多様な立場の代表者による意見を集約し、答申を行ったことから、幅広い市民の声を反映したものと判断しています。

次に、上下水道事業の基準内繰り入れについてと、水道管や施設の更新のための費用に対する一般会計からの繰り入れについてです。

上下水道事業をはじめとする地方公営企業は、地方公営企業法において、「他の会計で負担すべきものを除き、当該会計の収入をもって充てなければならない」とされており、独立採算が原則となっております。

一方で、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化することを目的に、総

務省通知で定められる費用については、基準内繰入として取り扱うこととされています。

笛吹市の上水道事業においては、統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費として、建設改良費について発行された、企業債に係る元利償還金の2分の1と、消火栓の設置および管理に要する経費が基準内繰り入れに該当するため、一般会計から繰り入れていきます。

また、下水道事業においては、分流式下水道に要する経費と、流域下水道の建設に要する経費として、建設改良費について発行された企業債に係る元利償還金の40%が基準内繰り入れに該当するため、一般会計から繰り入れをされています。

基準内繰り入れについては、今後も総務省通知に基づき繰り入れを行いますが、水道管や施設の更新に係る費用は、基準内繰り入れに該当しないため、一般会計からの繰り入れは考えておりません。

次に、値上げの痛みによる何らかの対策と、料金改定を行わないことが一番の物価高騰対策になるのではないかについてです。

各水源施設の電気料金等エネルギーコストや、原材料価格の高騰によって、維持に係る経費が上昇しており、公営企業の経営にも影響が出ていることから、社会基盤を維持するため、受益者の方に負担をお願いすることもやむを得ないと、苦渋の決断として料金改定を決定いたしました。

市では、国や県の動向、社会経済情勢を注視しながら、物価高騰対策を含め、その時々に応じて市民生活の支援に必要な施策を実施していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

経済状況について、様々な指標が回復傾向であったとしても、ここ何年も物価の上昇が続き、物価高騰対策を求める声がある中で、市民の経済状況は向上しているのでしょうか。

笛吹市にお住まいの方ですが、収入が増えず、限られたお金でやりくりする中、物価高騰で節約にも限界があり、食費を削っていたところ栄養失調になり受診した方がいらっしゃいます。

物価高騰で食品を削っているという方は他にもいらっしゃるのではないのでしょうか。

国の重点支援地方交付金の生活者支援メニューとして、消費下支え等を通じた生活者支援の例は、水道料金の減免となっています。

水道料金値上げは生活者支援と逆行するのではないのでしょうか。今も生活が苦しい世帯にとっては、月々の水道料値上げはさらなる負担増です。水道料金改定の中止と生活に苦しんでいる方々への対策を求めます。

では、次の質問に移ります。

夏休み中の子どもへの食事の提供について伺います。

子どもの貧困が問題になって何年も経ちますが、根本的な解決には至っていません。原因として、親の失業・非正規雇用の増加・ひとり親世帯の増加・社会的孤立などが挙げられています。親の長時間労働や低賃金が続くことで子どもが家で十分なケアや学習支援が受けられないといった問題が生じていますが、夏休みなどの長期休暇後には給食が食べられなかったために

十分な食事が取れず痩せてしまう子どもがいます。フードバンクや子ども食堂といった支援が行われていますが、さらなる支援が必要と考えます。

また、多くの共働き世帯では子どものお昼ご飯の用意に頭を悩ませ「夏休みの壁」と呼ばれているといえます。

令和5年6月28日付こども家庭庁事務連絡では、「放課後児童クラブにおける食事の提供について」の調査結果が添付されており、長期休暇中に2,990カ所の事業所が昼食を提供しているとのことでした。また、実際に取り組みを行っている自治体について紹介されています。

茨城県境町では学校給食センターを活用した取り組みがされており、給食センターの管理栄養士が献立表を作成し、放課後児童クラブ担当課を介して各家庭へ配布され、長期休業期間前に申し込みを行っているといえます。登録している子どもの9割以上が申し込みを行っているが、食物アレルギーの心配がある場合は、自宅からお弁当の持参をお願いしているといい、保護者負担は1食250円で不足する食材費・水道光熱費・運搬費は自治体が負担しているということです。

以下伺います。

(1) 長期休暇後に体重が減ってしまう子どもについて具体的に把握しているでしょうか。また、原因をどのように考えているでしょうか。

(2) 市はフードバンクに委託し支援が必要な家庭に食品等を送っていますが、今年度は何世帯に送ったのでしょうか。また、中身はどのようなものなのでしょうか。

(3) 市内で子ども食堂を行っている団体の数を把握しているでしょうか。また、その団体に対し何らかの支援を行っているでしょうか。

(4) 夏休み等の長期休暇中には1日の食事回数が1～2回になる子どもがおり、給食センターで作った食事が提供できたらすばらしいと思います。ぜひ検討していただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

田中子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（田中暁子君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、長期休暇後に体重が減少する子どもの把握と原因についてです。

学校では、年3回、1学期の健康診断時、2学期および3学期の始めに発育測定を実施し、長期休業後の体重の減少を含め、測定結果を常に把握しています。今年度の夏休み後の発育測定では、特に気になる児童生徒はいませんでした。

長期休業明けに体重が減少した児童生徒がいた場合は、担任、養護教諭および保護者で情報共有を行い、個別に健康相談を実施しているほか、学校や家庭での日常の過ごし方について聞き取り調査も実施します。

体重が減少する原因としては、家庭での食事のバランスの悪さ、運動などが考えられます。ただし、貧困との関連性については判断が難しいと認識しています。

次に、支援が必要な家庭を対象とした食品等支援の今年度の実績と食品等の中身についてです。市では、フードバンク山梨と連携して、学校給食が提供されない夏休みや冬休みの期間に、

小中学生がいる生活支援が必要な子育て世帯を対象に、食料品の支援を行っており、7月と12月に、対象の約200世帯に対し、米、乾麺、レトルト食品、缶詰、スナック菓子などを配送しました。

次に、市内でこども食堂を行っている団体数と支援についてです。

令和7年12月1日現在、市が把握している団体数は15団体です。

支援については、笛吹市地域づくり市民活動応援補助金を交付しています。また、県のモデル事業を実施した際に関係を構築したネットワークを通じて企業等から市に寄附をいただいた食材を提供している団体もあります。

次に、夏休み等の長期休暇中の食事提供についてです。

学校給食センター等での調理は、学校給食が対象で、当該学校に在学する全ての児童生徒に授業日の昼食時に実施するとしています。

このため、夏休み等の長期休業中に児童生徒に対して、学校給食センター等で食事を調理し提供することは考えておりません。

市では、令和8年度からの新規事業として、こども食堂など、子どもへの食事の提供等をする団体に補助金を交付する「こどもの居場所づくり支援事業」の実施を予定しており、こうした補助事業で地域の団体の活動を支援する中で、子どもへの食事提供の機会を拡充していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

学校給食センターでの調理が学校に通う子どもたちのためということなんですけれども、災害時には地域住民のための食事提供を想定していると思います。

また、先ほど紹介しました茨城県境町の取り組みは、子ども家庭庁が紹介していることから、国もこのような取り組みを推奨していると考えます。

富士吉田市では夏休み中、全ての学童保育でお弁当の注文を取っているそうです。1食485円で保護者負担、市の補助はないということです。

1年生から6年生まで同じメニューで製造は業者へ委託しているといいます。ただ、その事業を受ける業者がなかなかいないというのが問題のようです。

先ほど、市の取り組みとして、フードバンクから約200世帯に米やレトルト食品、乾麺、缶詰、スナック菓子などが送られているというお話でしたけれども、それらの食品は日持ちがして簡単に食べられる食品が主だと思います。

給食の素晴らしいところは、栄養士がメニューを考えて、手作りされた栄養のバランスがとれた食事が提供されるという点にあると思います。

そんな食事が長期休暇中にも提供できたら、子どもたちの健康にもプラスになるのではないのでしょうか。長期休暇中に使っていない給食センターを有効活用することもでき、新たな子育て支援になると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

以上で河野智子君の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時50分といたします。

休憩 午後 2時34分

---

再開 午後 2時50分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、通告に従い、松本なつき君の質疑および質問を許可いたします。

なお、松本議員からパネルの提出について申し出があり、これを許可いたしましたので報告をいたします。

4番、松本なつき君。

○4番議員（松本なつき君）

通告に従い議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

市内導水路の安全対策、蓋かけ。転落防止の早期実施について、笛吹市には、開放された道路側溝や農業制度が各所に残り、転落リスクが高い箇所が点在している。

市内全体で安全対策の加速が必要であり、その一例として石和町の市道1-25号線や御坂町の「みさかの湯」周辺の市道区間では、歩道は20センチ程度しかなく、通学路として児童生徒の通行が多い一方、沿道には物流・工業系事業所が複数所在し大型車の通行も常態化しているため、危険度が高い。そこで、対策について伺いたい。

なお、以前より安全対策についての要望書は各区から提出されている。

当該課題は全国的にも発生しており、最近では、2025年11月3日付けで、愛媛県松前町において女子高校生が水路へ転落し死亡した事案が報じられている。水深の深さ約90センチ・柵なし、11月1日午後に転落、2日夜に死亡と報道。

ここで質問です。

すぐにできる市内共通の即応セットの実施、例に挙げたような危険度が高い箇所について、側溝に蓋がある場合、車からすると道幅が増えて通行速度が速くなることも考えられる。安全性を確保するための対策として、路面に塗装する「30」などの速度表示は公安委員会が管轄のため市が独自に行うことはできないが、こちらのボードのように錯視を利用して立体的に見える減速マーキングであるイメージハンプは、通過時の騒音もなく通行する車体や歩行者にも悪影響がなく、ほかの自治体でも大きな効果が出ていると聞く。低コストかつ即効性のある対策として、本市での実施を求めることについて、市の見解を伺う。

ア. 消えかけている白線の補修、イ. 暗い箇所の照明追加、ウ. 立体的に見える減速マーキング（イメージハンプ）など、視覚効果による速度抑制。

2. 実施の順番と最初の着手場所、笛吹市内の実施場所の決め方について、現行の「水路の幅・深さ・道路幅」に加え、「通学路か」「大型車が多いか」「夜が暗いか」「路面標示が消えていないか」など現場の状況を見て判断する必要があると考えるが、市の見解を伺う。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

島村建設部長。

○建設部長（島村秀忠君）

松本なつき議員の一般質問にお答えします。

まず、安全性を高めるための対策についてです。

消えかかっている白線の補修については、視認性が低下している区画線については、交通状況などの優先度を勘案しながら順次補修を実施しています。なお、緊急性の高い箇所については、可能な限り速やかに対応を行っています。

照明設備の追加につきましては、安全対策としての道路照明設備の設置は、その目的から道路照明と防犯灯の2つに大別されます。道路照明については、国土交通省が定める「道路照明施設設置基準」に基づき、夜間など道路や交通の状況を的確に把握するための良好な環境を確保し、道路交通の安全を図ることを目的としています。道路管理者が、交通安全上重要となる交差点や橋梁部に設置しています。

一方、防犯灯については、地域住民の夜間における犯罪、事故等の防止を図ることを目的としており、「笛吹市防犯灯の設置に関する要綱」に基づき、行政区が市に申請を行った上で設置するほか、警察署や関係団体等から設置を要請する書類の提出があり、その内容が適当と認められた場合は市が設置しています。

市では、笛吹高等学校から設置要望があったことなどを踏まえ、令和5年度に、国道20号成田交差点から八代方面に通じる市道1-26号線および農道4-2020号線の全長1.7キロメートルにわたり、全38基の防犯灯を設置しました。

引き続き、市民の皆さまの安全安心を最優先に、交通量や事故発生状況、周辺環境、地域からの要望等を踏まえ、道路照明を整備するとともに、必要な防犯灯の設置に努めます。

イメージハンプについては、道路の舗装の色や素材を一部分だけ変え、立体に見せる路面標示のことで、車両の走行速度を低減させる対策の一つとされています。市では、石和町上平井地内や八代町南地内等の交差点に設置しており、注意喚起による一定の速度抑制効果を確認しています。今後も交通状況や地域の要望を踏まえ、必要な箇所への設置を検討していきます。

次に、安全対策の実施場所についてです。

道路や水路等の安全対策のうち、行政区からの地区要望については、評価細目表に基づき、要望箇所の通学路の指定の有無、道路の幅員、見通しの悪さ、歩行者や車両の通行量などの11項目を点数化し、70点以上のものを実施しています。

通学路については、「笛吹市通学路交通安全プログラム」に基づき、市教育委員会、学校、道路管理者、警察、保護者の代表、地域の代表等が連携し、毎年1回合同点検を実施しており、安全対策を要望された箇所について、緊急性が高いものから実施しています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

松本なつき君。

○4番議員（松本なつき君）

丁寧なご回答ありがとうございました。

市民が日常生活を安心して送れることを最も大切に、実効性のある安全対策を今後も着実に、そして前向きに進めていただきますようお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

以上で、松本なつき君の質疑および質問を終了いたします。

次に、通告に従い、中川秀樹君の質疑および質問を許可いたします。

17番、中川秀樹君。

○17番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀弥でございます。

議長の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

はじめに1問目として、子どものインフルエンザワクチン接種の公費助成について、お伺いいたします。

今年も市内でインフルエンザの流行が拡大して3つの保健所管内で今シーズン初の警報レベル入りしたとのテレビ報道がありました。

11月27日のYBS山梨放送では、「山梨県によると、11月23日までの一週間で定点医療機関から報告されたインフルエンザ患者は1,199人で前の週から432人増え、中北・富士・東部の3つの保健所管内で1医療機関あたりの患者が30人を超える警報レベルに入りました。甲府市保健所管内も注意報レベルが続いています。また、集団感染も増加し、甲府市の小学校1校が休校措置を取ったほか、中北・峡東・富士・東部・甲府市保健所管内の小中学校13校で学年閉鎖、支援学校など26校が学級閉鎖の措置を取っています。」とのことでした。

さて、インフルエンザは例年12月から3月ごろにかけ、流行のピークを迎えております。しかしながら本年は、それよりも2カ月早い10月から感染が入っていると、これは10年前に比べるとかなり増えているという状況のある中で、さらにこの季節が早まっているということがございます。ただの風邪と違いまして、急速に症状が進行し、重症化するリスクがある感染症でございます。特に抵抗力の弱い子どもは、肺炎や脳症などの合併症を引き起こすことがあるため、予防が非常に重要でございます。

インフルエンザワクチンには、インフルエンザへの感染そのものを完全に防ぐ効果はありません。しかし、発症した際の症状を軽くしたり、肺炎や脳症といった重い合併症を予防したりする効果が期待できます。また、ワクチンを接種することで、子どもから家族やほかの集団への感染拡大を防ぐことにもつながります。

一方で、「子どもにインフルエンザワクチンを接種する際には、多額の費用負担が気になっております。特に6カ月から13歳未満の子どもには2回の接種が必要であるため、一人当たり毎回6千円か7千円の出費となり、とても大きな負担となります。」との市民相談が多く寄せられております。

また、本年度より注射器の苦手な子ども向けに有効なフルミスト接種というものが始まりました。このフルミストは、鼻の中に噴霧するタイプのワクチンで、注射の痛みがないことが大きな特徴です。短時間で終わり、注射部位の腫れなどがいないため、特に注射の苦手なお子さまにおすすめでございます。

対象年齢には2歳以上19歳未満の方でございます。接種回数としては1シーズン1回とメリットが大きい反面、接種費用は1回8千円ととても大きな負担となります。

近年、多くの自治体では、このインフルエンザワクチンの接種費用を一部助成している自治体がございます。この助成制度を活用することで、費用面での負担が軽減され、より多くの家庭が予防接種を受けやすくなっております。

さて政府では、11月21日、物価高対応などを柱に、大型減税などを含めた21兆3千億円規模の総合経済対策を閣議決定し、今国会219回臨時国会において、会期末の12月17日にも可決成立する予定でございます。

物価高対策として公明党が拡充を求めてまいりました、いわゆる「重点支援地方交付金」は、約2兆円を計上。このうち生活支援、また住宅支援等がありますけれども、特に自治体が独自の物価高対策に柔軟に活用できるこの交付金は、公明党も創設、また拡充を一貫してリードしてまいりました。

また2026年度、来年から自民党、維新、また公明党がこれを求めておりますけれども、学校給食費の無償化が実施されるという報道が、今、出ております。これは小学校から始まり、その後中学校へも拡大される予定でございます。現在、笛吹市が取り組む2025年度市単独事業の小中学校や保育所の給食費無償化の予算、総額4億3,977万円のうち、今後は国の重点支援地方交付金等、また新たな財源の確保が期待されることから、この財源を活用することも考えられると思われまます。

以上のことを踏まえまして、子どものインフルエンザワクチンの接種事業につきまして、市当局のご見解をお伺いいたします。

- (1) 感染者のうち重症化しやすい年齢と重症化リスクは。
  - (2) 笛吹市内のインフルエンザ感染状況と市の対応は。
  - (3) 対策について山梨県や県央ネットやまなしなど関係機関との連携の可能性は。
  - (4) 高齢者と同様に重症化しやすい子どものワクチン接種の公費助成は
- 以上でございます。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。  
岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、感染者のうち重症化しやすい年齢と重症化リスクについてです。

厚生労働省のホームページで公表されている、2017年9月から2020年8月までの3年間に、季節性インフルエンザで医療機関を受診した患者のデータを基にした、季節性インフルエンザの重症化率に関する研究では、患者全体の1.62%が入院しており、死亡または重症化した患者は、全体の0.14%にのぼることが示されています。

年齢階級別では、65歳以上から入院、死亡又は重症化の割合が全体の平均値を上回り、年齢とともに割合が上昇していることから、研究では、高齢になるほど重症化しやすい傾向があると分析しています。

また、厚生労働省は、インフルエンザの重症化リスクについて、高齢者や免疫力の低下している方は肺炎を引き起こすリスクがあること、子どもはまれに急性脳症を引き起こすリスクがあることを公表しています。

次に、笛吹市内のインフルエンザ感染状況と市の対策についてです。

山梨県感染症対策センターの報告によると、令和7年11月24日から11月30日までを対象とした、感染症発生動向調査の結果、峡東保健所管内は、インフルエンザの警報レベルにあります。

市内の保育所や小中学校では、手洗いや換気など基本的な感染対策に取り組んでいますが、12月5日までに、市内の小中学校8校で学級閉鎖または学年閉鎖を行いました。

市では、10月27日から11月2日の感染症発生動向調査の結果、峡東保健所管内が注意報レベルになった時点で、感染拡大防止のため市内各課に関係団体や関係機関への注意喚起を依頼しました。その後、警報レベルとなったことを受けて、再度、関係団体や関係機関へ基本的な感染対策の徹底について注意喚起を行っています。また、市の広報紙12月号とホームページで、基本的な感染対策について市民に周知しています。

次に、山梨県や県央ネットやまなしなど関係機関との連携についてです。

医師会や医療機関、消防本部等と連絡を密に取り、一次救急、二次救急の確保に努めていますが、医療が逼迫した際には、峡東保健所と連携し、広域的に医療の確保を図ります。

なお、現時点において、感染症対策は保健所を中心として圏域単位で取り組んでおり、県央ネットやまなしには、感染症対策に関する部会の設置は行われていないため、連携の予定はありません。

次に、子どものワクチン接種の公費助成についてです。

子どものインフルエンザ予防接種については、社会全体の流行を阻止できることを積極的に肯定する十分な研究データがないことを理由に、平成6年の予防接種法改正によって定期予防接種の対象から除外されました。

また、平成17年3月には、国の予防接種に関する検討会中間報告において、子どもにインフルエンザ予防接種を実施した場合の有効性には限界があることから、有効性などについて正確な情報を保護者に十分説明した上で、希望する場合には任意の予防接種として行うことが適当であると結論が示されています。

このことから、子供のインフルエンザ予防接種に対する公費助成については、予防接種法に基づく定期予防接種に位置付けられるなど、国における取扱いが変更となった際に検討します。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

1問目の感染者のうち、重症化しやすい年齢と重症化のリスクについてのうち、厚生労働省がインフルエンザの重症化のリスクについて、特に子どもはまれに急性の症状を引き起こすリスクがあるということを公表しているとの答弁がございましたけれども、子どもの重症化防止のための市の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

岩間健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

中川秀哉議員の再質問にお答えします。

まずは、子どもがインフルエンザにかからないことが大切であるため、保育所や小中学校のほか、学童保育や子育て支援センターにおいて基本的な感染対策を講じるとともに、乳幼児健診等の機会ごとに保護者に対し基本的な感染対策や免疫を維持するための食生活、十分な睡眠といった健康的な生活習慣の重要性について周知をしています。

また、重症化させないためには、早期に適切な対処をすることも大切となってまいります。

このため、市では、子育てガイドブックや市の広報誌、ホームページを通じて、子どもの急な病気や症状に応じた対処方法や受診のアドバイスなどについて、小児医療に精通した看護師に相談できる小児救急電話相談「＃８０００」の普及啓発も行っております。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

もう1点、4番目のですね、高齢者と同様に重症化しやすい子どものワクチン接種の公費助成について、これにつきましては、子どものインフルエンザ予防接種に対する公費助成については、国における取り扱いが変更となった際に検討するというご答弁だったかと思えます。高齢者インフルエンザ予防接種につきましては、すでに市のほうでも取り扱っていただいておりますけれども、今、助成費約2,500円と伺っておりますが、この助成対象を高校生までとした場合に、その費用はいくらになるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

中川秀哉議員の再質問にお答えします。

助成額を2,500円、助成対象を高校生までとした場合には、予算額は約3,600万円となります。

以上、答弁します。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

それでは、第2問目に移らせていただきます。

2問目、笛吹市社会体育施設の管理について、お伺いいたします。

笛吹市社会体育施設は平成16年10月12日施行の条例第191号「笛吹市社会体育施設条例」第3条および第4条、また同日施行の教育委員会規則第30号「笛吹市社会体育施設条例施行規則」第10条に基づく管理運用について笛吹市教育委員会または指定管理者が行うことが明記されております。この平常時につきましては、基本的には市職員、もしくは指定管理

者が施設管理しているものと理解しておりますけれども、一方で平常時間外および土日祝祭日におきましては、施設管理を人材派遣など専門的知識を伴わない第三者が管理することに対して、市民から施設利用者から改善を求める市民相談をいただいております。

全ての国民がスポーツに親しみ、楽しめる等の機会の確保、これはスポーツ基本法の前文でございます。また、身近にスポーツに楽しめる施設の整備、運用改善を求める。これはスポーツ基本法の第12条でございます。

これを背景といたしまして、財政運営と改革の基本方針2020を受けまして、令和2年12月にスポーツ庁が取りまとめたスポーツ施設のフル活用とストックマネジメントのうち、スポーツ施設のストック適正化ガイドラインの中で、スポーツ施設の安全確保として、スポーツ施設の管理者は、施設に起因する事故については、日ごろより十分な情報収集を行うとともに、事故が発生しないよう施設を健全な状態に維持し、危険が予見される場合には一時中止など適切な対応をとることが必要とされております。

さらに、地域の身近なスポーツ施設の安全管理として、熱中症事故の防止、また消費者事故等への対応など規定をされております。

以上を踏まえまして、本市の取り組みについて、市の当局のご見解をお伺いいたします。

(1) これまで社会体育施設の利用者から意見要望などがありましたでしょうか。

(2) として、各施設の管理人のうち時間外に第三者が勤務する場合の対策は。

(3) として、本市の各社会体育施設の管理マニュアルについて、お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、社会体育施設の利用者からの意見要望についてです。

社会体育施設を利用された方から、指定管理者が夜間管理を外部委託している事業者の窓口対応について、改善を求めるご意見をいただきました。

市では、指定管理者に対して、事実確認を行うとともに、市民サービスの向上を最優先に、夜間管理業務における対応のあり方について改善を図るよう、指導を行いました。

次に、各施設の管理人のうち時間外に第三者が勤務する場合の対策、各社会体育施設の管理マニュアルについてです。

市では、指定管理者に係る基本協定書および指定管理者仕様書の中で、市が指定管理者に求める施設の適正な管理運営、維持管理の内容について定め、施設の運営を指定管理者に委ねています。

そのため、これまで社会体育施設の管理マニュアルは作成していませんでしたが、施設利用者に提供されるサービスが、一定の水準を保つことができるよう、施設の管理運営に関する手順や窓口対応をまとめたマニュアルを作成し、指定管理者と共有していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

今、施設の運用について、今後またマニュアル等々の規定を作成していただいて、また情報共有していただけるということでございます。

本当に市民の皆さまが大変喜んでいただけたと思いますので、また即座に対応していただきますことをお願い申し上げます。

1点目の質問の中で、意見を述べて終わりたいと思います。

このインフルエンザの重症化につきましては、昨今ニュースでも問題視されているのは、重症化する中ではやはり異常行動を起こすということがあります。

これ、発症から2日が本当に危険だということで、特に山梨市、笛吹市等では、高所というのはあまりないんですけども、都内等を含めてマンションとか、ビルとか、高いところから急に飛び降りてしまうというような状況がある。

これは以前ですと、このワクチンが起因するんじゃないかということがありましたけれども、今そういうこともなく、発症から2日間が鍵だということがありました。

そういったところの注意喚起も含めてですね、早めの対応が必要だということでございます。

先日も市長のほうからお話ございましたとおり、やはりマスクの着用と、またうがい・手洗い、こういったことは本当に大切だという中で、さらにまた感染拡大を防ぐために、今後また新たな有用な予算、また財源が確保できた際には、ぜひともこういう部分についても取り組んでいただくことをお願いを申し上げまして、質問とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、中川秀哉君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります。

ただいま議題になっております議案第116号から議案第147号までの32案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月9日から12月16日までは、議案調査のため休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日12月9日から12月16日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、12月17日午後1時30分から再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

---

散会 午後 3時26分

令和 7 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 1 7 日

令和7年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和7年12月17日  
午後 1時30分開議  
於 議 場

- 日程第 1 議案第127号 令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)の訂正について
- 日程第 1 議案第127号 令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)の訂正について
- 日程第 2 議案第116号 笛吹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第117号 笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第118号 笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第119号 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第120号 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第121号 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第122号 笛吹市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第123号 笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第124号 笛吹市簡易水道等給水条例の一部改正について
- 日程第11 議案第125号 笛吹市社会教育施設条例の一部改正について
- 日程第12 議案第126号 笛吹市火災予防条例の一部改正について
- 日程第13 議案第127号 令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第14 議案第128号 令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 議案第129号 令和7年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第16 議案第130号 令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 議案第131号 令和7年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について

- 日程第18 議案第132号 令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第133号 令和7年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第134号 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第135号 令和7年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第136号 令和7年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第137号 契約の締結について（春日居福祉会館大規模改修工事（建築主体）（債務））
- 日程第24 議案第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市健康増進施設「いちのみやももの里温泉」）
- 日程第25 議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市クリーンセンター）
- 日程第26 議案第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市春日居児童センター、かすがい学童保育クラブ）
- 日程第27 議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市境川児童館、境川学童保育クラブ）
- 日程第28 議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市すずらの里）
- 日程第29 議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市みさか桃源郷公園）
- 日程第30 議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代ふるさと公園、笛吹市八代ふれあい健康広場、笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園）
- 日程第31 議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市学びの杜みさか、笛吹市御坂生涯学習センター）
- 日程第32 議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市スコレーセンター、笛吹市スコレーパリオ、笛吹市石和中央テニスコート、笛吹市石和農村スポーツ広場、笛吹市石和清流館）
- 日程第33 議案第147号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について（笛吹市芦川やすらぎの里、笛吹市芦川スポーツ広場）
- 日程第34 新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員の選出について
- 日程第31 議案第151号 契約の締結について（ももの里温泉改築工事（建築主体）（債務））

- 日程第35 議案第148号 動産の取得について（水槽付ポンプ車購入（八代分団第1部）（明許））
- 日程第36 議案第149号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第37 同意第10号 教育委員会委員の任命について
- 日程第38 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市長	山下 政樹	副市長	深澤 和仁
教育長	望月 栄一	総務部長	小林 匡
総合政策部長	小澤 宏之	会計管理者	金井 久
市民生活部長	太田 孝生	保健福祉部長	岩間 正剛
子供すこやか部長	田中 暁子	産業観光部長	河野 英明
建設部長	島村 秀忠	公営企業部長	佐藤 みのり
教育部長	手塚 克己	総務課長	坪 寛
政策課長	萩原 昭	財政課長	柿嶋 信
消防長	鶴川 功		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井上 博之
議会書記	橘田 美穂子
議会書記	小澤 卓也

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたので、報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定によりまして退場を命じますので念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 議案第127号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）の訂正について」を審査の議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

市長、よろしく申し上げます。

○市長（山下政樹君）

今回提出しました議案の訂正について、概略をご説明を申し上げます。

議案第127号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）の訂正について」は、歳入歳出それぞれ4億4,683万9千円の追加を4億4,584万9千円の追加に、補正後の予算総額516億8,668万円を516億8,569万円に訂正するものです。

これは、議案上程後、山廬施設の寄附について地方自治法第96条第1項第6号に定める負担付の寄附に該当するか見極める必要があると判断したため、教育委員会生涯学習課所管の山廬施設整備事業の歳出予算額99万円を減額しました。

また、事業費の減額に伴い不要となる一般財源額99万円について、財政調整基金繰入金を減額して調整をしました。

以上、議案の訂正についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

これより日程第1 議案第127号 「令和7年度一般会計補正予算（第5号）の訂正について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑は終わります。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、議案第127号「令和7年度一般会計補正予算（第5号）の訂正について」採決を行います。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員です。

よって、議案第127号「令和7年度一般会計補正予算（第5号）の訂正について」は、承認することに決定をいたしました。

ただいま議題になっております訂正されました議案第127号「令和7年度一般会計補正予算（第5号）について」は、訂正部分の所管は教育厚生常任委員会となりますので、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、教育厚生常任委員会に付託いたします。

この後、教育厚生常任委員会を開催し、議案審査を行いたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

教育厚生常任委員会の訂正されました議案第127号の審査が終了いたしましたら、再開いたします。

休憩 午後 1時35分

---

再開 午後 1時47分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

先ほど、教育厚生常任委員会に付託いたしました訂正された議案第127号の委員長報告については、この後、教育厚生常任委員会に付託した他の案件とともに、委員長から審査結果の報告を求めます。

---

○議長（神宮司正人君）

日程第2 議案第116号から日程第33 議案第147号までを一括議題といたします。

本案については、今定例会初日12月2日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、12月11日、12日の2日間の日程により委員会を開催し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

今回、総務常任委員会所管においては、条例改正については上位の法令改正によるもの、補正予算については人事院勧告に伴う人件費の増額、公の施設に係る指定管理者の指定についてなどが主なものでした。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第117号「笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条

例の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第118号 「笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第119号 「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第120号 「笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第126号 「笛吹市火災予防条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第127号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民生活部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第138号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市健康増進施設「いちのみやももの里温泉）」」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会、委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第127号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第117号から議案第120号および議案第126号を一括議題といたします。

お諮りします。

本5案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本5案についての委員長報告は、可決です。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第117号から議案第120号および126号は原案のとおり可決されました。

議案第138号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第138は、原案のとおり可決されました。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長(神澤敏美君)

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る、12月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、12月11日、12日の2日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第127号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)について」

教育委員会学校教育課の審査では、小中学校ICT環境更新事業の委託料についてより詳しい説明を求めたところ、導入当時のアクセスポイントを現在も使用しているが、現在のネットワーク速度では遅いため、現行のアクセスポイントの調査および更新のための設計を行うものである。また、設計費に使用できる補助金が今年度で終了することから、事業委託を今年度中に完了する必要があるため、この時期に補正するものであるとの説明がありました。

委員からは、小中学校ICT事業で配布されたタブレット端末を学校施設等で使用する際に、ネットワーク速度が遅いという話は子どもから何年も前に聞いていた。ネットワーク速度が遅いことは、子どもたちの学習環境に影響を及ぼすことから、補助金等の有無に関わらず、迅速に対応するべきではないかとの意見がありました。

また、先ほど市長から提案された訂正議案については、可決すべきものと決しました。

なお、令和7年請願第3号 「訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書」は、継続審査となりました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第116号 「笛吹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第121号 「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第125号 「笛吹市社会教育施設条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり

可決すべきものと決定。

議案第127号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)について」のうち、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成全員で可決すべきものと決定。

市民生活部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第128号 「令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第129号 「令和7年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第130号 「令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第131号 「令和7年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第137号 「契約の締結について(春日居福祉会館大規模改修工事(建築主体)(債務))」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第139号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市クリーンセンター)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第140号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市春日居児童センター、かすがい学童保育クラブ)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第141号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市境川児童館、境川学童保育クラブ)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第145号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市学びの杜みさか、笛吹市御坂生涯学習センター)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第146号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市スコレーセンター、笛吹市スコレーパリオ、笛吹市石和中央テニスコート、笛吹市石和農村スポーツ広場、笛吹市石和清流館)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第147号 「公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について(笛吹市芦川やすらぎの里、笛吹市芦川スポーツ広場)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会、委員長報告といたします。

○議長(神宮司正人君)

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、討論および採決を行います。議案第127号につきましては、先ほど申し上げたとおり、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第116号、議案第121号および議案第125号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第116号、議案第121号および議案第125号は原案のとおり可決されました。

議案第128号から議案第131号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本4案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本4案についての委員長報告は可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第128号から議案第131号は原案のとおり可決されました。

議案第137号、議案第139号から議案第141号および議案第145号から議案第147号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本7案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本7案についての委員長報告は可決です。

本7案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第137号、議案第139号から議案第141号および議案第145号から議案第147号は原案のとおり可決されました。

続いて、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、落合俊美君。

○建設経済常任委員長（落合俊美君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、12月11日、12日に委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第127号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」

産業観光部観光商工課の審査では、芦川グリーンロッジ旧館の解体工事の詳細について説明を求めたところ、建物の面積は456平方メートルで、構造は鉄骨平屋建てであり、解体費用は過疎対策事業債を充てるとの説明がありました。また、生涯学習課から所管課を移管したことによる効果について説明を求めたところ、これまでの利用者の多くがスポーツ団体、スポーツ少年団で、施設の利用が夏場に偏っていたが、地域の豊かな自然を生かして、観光施策と連携した活用を図る中で、今まで以上に地域の活性化に役立ていくことができるとの説明がありました。

議案第143号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市みさか桃源郷公園）」および議案第144号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代ふるさと公園、笛吹市八代ふれあい健康広場、笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園）」について

建設部まちづくり整備課の審査では、これまでの指定管理料に比べ、令和8年度から令和12年度までの指定管理料が増額となっている理由について説明を求めたところ、人件費、物価の上昇および電気料の値上がり等を踏まえての増額であること、また、指定管理の箇所が変わったことによる、遊具および植栽の増加、また樹木が大きくなったことによる管理料の増額であると説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第122号 「笛吹市水道事業給水条例の一部改正について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第123号 「笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部改正について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第124号 「笛吹市簡易水道等給水条例の一部改正について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第127号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」のうち産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第132号 「令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第133号 「令和7年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第134号 「令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第135号 「令和7年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第136号 「令和7年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について」、

賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第142号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市すずらんの里）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第143号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市みさか桃源郷公園）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第144号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代ふるさと公園、笛吹市八代ふれあい健康広場、笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

審査結果の報告については以上のとおりですが、可決すべきものと決定された、議案第122号 「笛吹市水道事業給水条例の一部改正について」、議案第123号 「笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部改正について」、議案第124号 「笛吹市簡易水道等給水条例の一部改正について」に対して、委員より附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致で附帯決議を付することに決しましたので、以下、ご報告申し上げます。

議案第122号 「笛吹市水道事業給水条例の一部改正について」、議案第123号 「笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部改正について」および議案第124号 「笛吹市簡易水道等条例の一部改正について」に対する附帯決議

議案第122号 「笛吹市水道事業給水条例の一部改正について」、議案第123号 「笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部改正について」および議案第124号 「笛吹市簡易水道等条例の一部改正について」についての3案件に対する、建設経済常任委員会における審査結果は「可決すべきもの」とするものの、当該条例の施行にあたっては、市民生活への影響を鑑み、以下の点に留意するよう強く求めるものである。

1. 国の進める総合経済対策に則り、重点支援地方交付金を活用した物価高騰に対する取組について可及的速やかに実施すること。

2. 重点支援地方交付金を活用した取組と合わせて、本市独自の物価高騰に対する取組を実施すること。

以上、決議する。

令和7年12月12日

笛吹市議会 建設経済常任委員会

以上、建設経済常任委員会、委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第127号につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

議案第122号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

11番、河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

議案第122号 「笛吹市水道事業給水条例の一部改正について」、反対の立場から討論を行います。

笛吹市では、平成30年に水道料金の改定が行われ、さらに4年後の令和4年に再度料金改

定を行うことになっていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により料金改定は見送られました。

上下水道事業審議会による審議の結果、20%増量の料金改定を令和8年4月から行うよう答申されたということで、この条例改正の議案が提出されました。

経済状況が回復傾向にあるという面は確かにあると思いますが、それは市民の何割なのでしょう。

コロナ禍以降、物価高騰が続き、多くの市民が節約して生活しているのではないのでしょうか。

収入がほとんど増えてない家庭では、かえって生活が苦しくなり、食費を削っているという話を聞きます。水道料値上げは低所得世帯にとっては大きな負担になると思います。

水は生活に欠かせないものであり、水道法では清浄豊富低廉であることが求められています。

水道事業には高い公益性が求められ、安全な水を安定的に安価に供給するというものを公共の利益として行わなければなりません。

笛吹市では新たな物価高騰対策を考えるとありますが、ほかの自治体では水道料金、基本料金を無料にするところや、水道料の減免などの対策を行っているところもあり、料金改定を行わないことが一番の物価高騰対策になると考えます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（神宮司正人君）

次に、賛成討論を許します。

1番、樋口滝人君。

○1番議員（樋口滝人君）

1番、笛新会の樋口滝人です。

議案第122号「笛吹市水道事業給水条例の一部改正について」、賛成の立場から討論いたします。

老朽化が進む管路の更新、耐震化の推進、電力費や資材費の高騰、そして人口減少による料金収入の先細りを考えれば、上下水道事業を将来世代に引き継ぐため、一定の料金改定が避けられないことは現実です。また、これまで一般会計からの繰入金に依存してきた事業運営には限界があり、将来にわたって税金に過度に頼らない経営体質へ転換する必要があることも納得しました。

一方、上下水道料金は市民の生活に直結する「命のインフラ」の対価であり、特に生活弱者や高齢のひとり暮らしの世帯にとって、水道料金の値上げは単なる負担増ではなく、生活そのものを圧迫しかねない問題であります。

その意味で、私は上下水道の料金設定を節水するだけ料金が節約できる、より細やかな料金体系への検討が必要だとも考えています。

私は、市が提案した「20%の値上げ案」に賛成いたしますが、ぜひ議会の付帯決議を重視していただき、国の物価高騰対策による支援金を最大限活用するとともに、笛吹市独自の市民全員が経済的メリットが感じられる物価高騰対策の実施を強く望みます。

同時に、今回の料金改定が決して安易な次の値上げにつながらないよう、市では事業の運営状況を分かりやすく市民に示しつつ、不断の経営努力に努めていただきたい。

料金改定が単なる負担増で終わることなく、持続可能な上下水道への第一歩になるよう望んで止みません。

私は、議会の付帯決議がなされたことにより、市民生活への急激な影響が一定程度緩和され、市民の理解と納得を得られる環境が整ったと判断しました。

そして最後に一言言わせてください。

市長をはじめ市幹部の皆さん、とりわけ公営企業部の担当職員の皆さんが市民に負担をお願いすることへの葛藤とジレンマを抱えながらも、不退転の覚悟で本議会まで導いてこられたことに、私は敬意を表したいと思います。また、行政としての責任ある決断であると評価いたします。

以上を踏まえ、私は本議案に対し賛成するものであります。

以上です。

○議長（神宮司正人君）

討論を終結いたします。

これより議案第122号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

議案第123号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

（なし）

賛成討論を許します。

（なし）

以上で、討論を終結いたします。

これより議案第123号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

議案第124号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

（なし）

賛成討論を許します。

（なし）

討論を終結いたします。

これより議案第124号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。  
議案第132号から議案第136号を議題といたします。  
本5案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。  
これにご異議はありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本5案についての委員長報告は可決です。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第132号から議案第136号は、原案のとおり可決されました。

議案第142号から議案第144号を議題といたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第142号から議案第144号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより各常任委員会に分割付託しておりました議案第127号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに、反対討論を許します。

(なし)

次に、賛成討論を許します。

(なし)

討論を終結いたします。

これより、議案第127号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、全て可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（神宮司正人君）

日程第34 「新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

ただいまから指名をいたします。

新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員に田中徳広君、宮川博人君、宮川武仁君、宮川智秋君。

以上のおり指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方をそれぞれの当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方が新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員に当選をされました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後2時30分といたします。

休憩 午後 2時29分

---

再開 午後 2時30分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案2案および同意案件1件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

---

○議長（神宮司正人君）

これより日程第35 議案第148号から日程第37 同意第10号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明を申し上げます。

提出しました案件は、その他の議案2件、同意案件1件、合せて3件です。

はじめに、その他の議案です。

議案第148号 「動産の取得について」は、消防防災施設等整備計画に基づき更新する笛吹市消防団八代分団第1部の水槽付ポンプ車の購入に伴い、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第149号 「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、人権擁護委員1人の任期が令和8年6月末日をもって満了することに伴い、その候補者の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

候補者は飯島茂氏です。

飯島氏は新任であり、任期は令和8年7月1日から3年間です。

次に、同意第10号 「教育委員会委員の任命について」です。

教育委員会委員の1人の任期が令和7年12月末日をもって満了することに伴い、新たな委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

新たな委員は古屋修二氏です。

古屋氏は新任であり、任期は令和8年1月1日から4年間です。

なお、経歴等につきましては、案件の末尾にあります資料のとおりです。

以上、追加提案しました議案についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

日程第35 議案第148号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第148号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

この後、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

日程第36 議案第149号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第149号については、笛吹市議会会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第149号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第149号の討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結します。

これより、議案第149号の採決を行います。

本案は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、議案第149号は原案のとおり可決されました。

次に日程第37 同意第10号の質疑を行います。

質疑はありますか。

(なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第10号については、笛吹市議会会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第10号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、同意第10号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより、同意第10号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、同意第10号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま同意されました古屋新教育委員から議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありますか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

古屋修二君の入場を許可いたします。

( 入 場 )

古屋修二君に申し上げます。

ただいま、議題となりました教育委員会委員の選任については、同意されたことを報告いたします。

それでは、古屋修二君の発言を許します。

○教育委員会委員 (古屋修二君)

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま教育委員の選任の同意をいただきました古屋修二でございます。

今回、教育委員という重責を担わせていただくことになりました。

最善の努力をもってこの職責を果たし、笛吹市のために尽力したいと考えております。

今後とも格段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

○議長 (神宮司正人君)

古屋修二君の退場を求めます。

ご苦労さまでした。

( 退 場 )

ここで暫時休憩いたします。

休憩中、総務常任委員会において、議案第148号の審査をお願いいたします。

なお、教育厚生常任委員会、建設経済常任委員会の委員各位および関係以外の執行部の皆さん方はお待ちをいただき、委員会の審査が終了しましたら再開いたします。

よろしく申し上げます。

休憩 午後 2時40分

---

再開 午後 2時59分

○議長 (神宮司正人君)

再開いたします。

議案第148号を議題といたします。

先ほど、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長 (山田宏司君)

議長より総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

先ほどの本会議において、本委員会に付託されました議案第148号の審査について、委員会を開催し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

それでは審査結果を申し上げます。

議案第148号 「動産の取得について (水槽付ポンプ車購入八代分団第1部 (明許))、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

議案第148号を議題と市、討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

（なし）

賛成討論を許します。

（なし）

討論を終結します。

これより、議案第148号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員です。

よって、議案第148号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（神宮司正人君）

日程第38 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますので、これを許します。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

7年笛吹市議会第4回定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は12月の2日から本日まで16日間の日程で開催をされました。

議員各位におかれましては、慎重な審議に努めていただき、感謝申し上げます。

本会議および各委員会においていただきました様々なご質問につきましては、市政推進のために生かしていきたいと思っております。

中でも、上下水道料金の改定に係る議案の審議に当たっては、現下の経済情勢に鑑み、物価高騰対策として、国の重点支援地方交付金を活用した事業の早期実施と市独自の事業の実施を要請されました。

市民生活の安定と向上は、私が常に深く意識し続けている市政運営の根幹でもあり、議員各位と同じ思いであります。

12月16日には、令和7年笛吹市議会第3回定例会でお示しました住民税非課税世帯の65歳以上の方を対象とした1人当たり1万円の給付金給付事業の第1回給付を実施をしました。

国の総合経済対策に係る補正予算の内容を踏まえ、直ちに補正予算を編成をし、重点支援地方交付金を活用した事業に加え、単独事業としての物価高騰対策を実施をします。

さて、年明けには各種行事を予定しています。

1月の4日には「笛吹市消防出初式」を石和農村スポーツ広場で行います。消防団員450人が参加をし、消防団員の団結力の強化を図るとともに、多年にわたる功労者の功績を称えます。

1月の6日には令和6年新春交歓会を開催します。

市議会議員の皆さまをはじめ、各種委員および団体代表者の皆さまにご出席をいただき、新春を祝賀したいと思います。

1月の9日には御坂中学校新校舎の供用が開始されます。生徒の皆さんが新たな校舎でこれまで以上に充実した学生生活を送れることを願っています。

1月の11日には、一宮桃の郷スポーツ公園体育館において、「笛吹市二十年の誓い」を開催します。二十歳を迎えられた約620人の希望に満ちた門出をお祝いします。

私は、毎年、年頭の仕事始めにおいて、その年に市役所職員に求めることを年間の行動テーマとして示しており、本年は「前例なし」に「チャンスあり」を掲げました。

職員には、笛吹市の未来を切り開いていくため、失敗を恐れず、前例のないことにも積極果敢に取り組んでいくことを求め、柔軟な発想を持って事業に当たる姿勢を見ることができました。

さて、来年は「午年」です。前進、躍進、活力を象徴し、力強くまっすぐに進む馬のイメージから、物事の発展につながる縁起の良い干支と言われています。

そんな新たな年が、本市にとってさらなる発展の1年となりますよう、引き続き市政運営に努力してまいります。

師走も半ばを過ぎ、何かと慌ただしい時期を迎えます。

議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛の上、ご健勝にてご活躍されることをお祈り申し上げます、あいさついたします。

誠にありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上をもちまして、令和7年笛吹市議会第4回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

---

閉会 午後 3時07分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	井上博之
議会書記	橘田美穂子
議会書記	小澤卓也